

# 令和 3 年度税制改正意見・要望書

2020年 6 月

日本公認会計士協会

## はじめに

我が国経済においては、米中貿易摩擦の高まりや消費税率引上げによる駆け込み需要の反動の中緩やかな回復を続けてきたが、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、戦後最大の国難とも言うべき危機に直面している。

こうした中、政府も事業の継続、雇用の維持、生活の下支えを最優先の課題として、中小企業の資金繰り支援、テレワークの推進、雇用調整助成金の特例措置、更に税制に関しても申告時期の延長や納期の延長、納税の減免など緊急に必要な措置を講じた。感染症患者の増加によりやく歯止めがかかりつつあるが、一刻も早くこの危機を脱し、傷ついた経済の回復を急がなくてはならない。

今後、「新しい生活様式」の定着や、業種ごとに作成される感染拡大防止ガイドラインの実践状況を見極めつつ社会経済レベルの引上げが図られることとなるが、この局面においては、経済活動の回復のため外出自粛要請で特にダメージの大きい観光、外食、宿泊、テーマパークなどの分野へ消費喚起に向けた取組が求められる。さらには今回のコロナ禍という危機をチャンスに変え、新たな感染症に対する医療体制の充実、強力なサプライチェーンの構築、テレワークなどICTを活用した経済のデジタル化の取組が必要となってくる。経済を早期に回復軌道に乗せ、来夏の東京オリンピック・パラリンピックへ向けた環境作りが急務と言える。

このような環境の下、日本公認会計士協会では、令和3年度税制改正意見・要望書を取りまとめた。税制改正に際しては、新型コロナウイルス感染症の影響も当然考慮しなければならぬが、これは期間を区切った時限的な措置が多いものと考えられる。したがって、この「税制改正意見・要望書」は、基本的には恒久的な税制に関するものを記載し、新型コロナウイルス感染症に関する税制改正意見・要望は本書の別冊として「緊急事態解除宣言後の復興税制に関する要望」に記載している。

令和3年度税制改正意見・要望書では、主として我が国経済の構造的問題に関して意見・要望を行った「政策的要望」9項目及び主として税制の個別規定に関する意見・要望である「個別的要望」72項目、合計81項目の意見要望を行うものである。

以 上

# 令和3年度税制改正意見・要望書

2020年6月18日  
日本公認会計士協会

## 内容

はじめに	i
<b>I 政策的要望</b>	<b>1</b>
1. 法人税法における課税所得計算と企業会計の調整について	1
(1) 法人税法の改正に当たっては、企業会計の基準を十分に尊重することを前提に、会計と税務の差異を明確にすること	1
(2) IFRS（国際財務報告基準）の任意適用等の適正な財務報告の妨げにならないように債務確定主義の緩和及び損金経理要件を含む企業的意思確認方法を柔軟に許容すること	2
2. 事業承継税制の適用状況を把握し、中小企業の円滑な事業承継に資する税制として維持すること	3
3. ベンチャー投資に関する優遇税制について一層の充実を図ること	4
4. 消費税の軽減税率制度及びインボイス制度について	5
(1) 軽減税率制度の導入に伴って新たな益税が発生しないよう配慮すること	5
(2) インボイス制度の導入及びその適用時期は、事業者の事務負担等や経済環境に十分配慮すること	5
(3) 適格請求書類似書類であることが判明した場合には、加算税及び延滞税が課されないよう宥恕規定を設けること	6
5. 納税環境整備等について	7
(1) 税務手続において使用されている番号を整理し、統合すること	7
(2) 税制改正に当たっては、国民が公共サービス水準と国の財政状態の比較において税制改正を議論できるよう、改正手続における十分な周知期間を設けること	7
<b>II 個別的要望</b>	<b>8</b>
1. 法人税について	8
(1) 減価償却方法の選択適用を維持すること	8
(2) 賞与引当金及び退職給付引当金の損金算入を税務上も認めること	8
(3) 貸倒引当金を税務上も認めること	8
(4) 工事契約について工事損失引当金の損金算入を税務上も認めること	9
(5) 固定資産の減損に係る減損損失については、法人税法上も損金算入を認めること	9
(6) 償還有価証券の償却原価法については、企業会計に合わせて利息法も法人税法	

で認めるとともに、定額法についても企業会計の定額法を認めること	9
(7) 法人事業税については、今後も法人税法上の損金とし、かつ、その発生事業年度の損金とすること	9
(8) 資産除去債務に係る減価償却費を損金算入とすること	10
(9) 業績連動給与の拡充及び定期同額給与の改定要件を見直すこと	10
(10) 受取配当金を全額益金不算入とすること	11
(11) 繰延消費税の全額即時償却を認めること	11
(12) 所得税額控除の元本所有期間の制限を廃止すること	11
(13) 繰越控除については繰越控除限度額を撤廃した上で繰越欠損金の控除期間を無制限とし、また、欠損金の繰戻し制度を全面的に復活させ、繰戻し期間を3年程度に延長すること	12
(14) 特定同族会社の留保金課税制度を全廃すること	12
(15) 組織再編税制及び連結納税制度における租税回避行為の規制範囲については個別具体的に規定し、包括的租税回避行為防止規定を廃止すること	12
(16) グループ通算制度の特定欠損金の範囲を見直すこと（☆）	13
<b>2. 所得税について</b>	<b>14</b>
(1) 事業所得等の損失の補填を目的として生じた土地、建物等の譲渡所得と、事業所得等の損失との損益通算を認めること	14
(2) 不動産所得について土地等の取得のための負債利子による損失についての損益通算を認めること	14
(3) 源泉所得税の納期特例適用範囲を拡大すること	14
(4) 居住者が年の途中で死亡した場合の準確定申告書の提出期限を、相続税の申告書提出期限まで延長すること	15
(5) 個人事業者における純損失、雑損失の繰越控除期間についても5年程度に延長すること	15
(6) 生計を一にする親族間で授受が行われた報酬についても、それが労務の対価として正当なものである限り、支払った側において必要経費として認めること	15
(7) 株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度を拡充すること	16
(8) 金融商品間の課税の簡素・中立化のために、金融所得課税の一体化を更に進めること	16
(9) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等における非課税措置の要件を緩和すること	17
<b>3. 法人税・所得税共通事項について</b>	<b>18</b>
(1) 完全子法人株式等より受ける配当等に係る源泉所得税の徴収を廃止すること（連結納税制度も含む。）	18
(2) 特定の事業用資産の買換えの場合の圧縮記帳については、100%圧縮とすること	18

(3) 減価償却できない無形固定資産とされている電話加入権については、その市場 動向や実態を考慮して、減価償却できる無形固定資産として取り扱うこと...	18
<b>4. 相続税・贈与税について</b> .....	<b>20</b>
(1) 相続時精算課税制度により受贈する小規模宅地等に対して、小規模宅地等につ いての相続税の課税価額の計算の特例を認めること.....	20
(2) 相続税の延納要件のうち、延納税額に相当する担保提供の要件を緩和すること	20
(3) 未分割財産の配偶者税額軽減等税額軽減措置を受けられる期間を延長すること (☆) .....	20
<b>5. 事業承継税制について</b> .....	<b>21</b>
【法人版事業承継税制（非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除） について】 .....	21
(1) 贈与から相続への切替え時における一般措置から特例措置への移行を認めるこ と (☆) .....	21
(2) 制度の適正な運用とともに、納税者の予見可能性を確保するために、具体的 な判断基準を示すこと .....	21
(3) 継続届出書提出を失念しないための措置を講ずること.....	21
(4) 親族外の後継者に対して株式を低額で譲渡した場合も事業承継税制の対象とし、 また、親族外承継に伴う株式の評価額が先代経営者の相続人の相続税額に影響 を及ぼさないようにすること .....	22
(5) 相続税の納税猶予に関する後継者役員就任要件を緩和すること (☆) .....	22
【個人版事業承継税制（個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・ 免除）について】 .....	23
(6) 小規模宅地等の特例との併用を認めること (☆) .....	23
(7) 継続届出書提出を失念しないための措置を講ずること (☆) .....	23
(8) 先代事業者要件（青色申告書提出要件）を緩和すること (☆) .....	24
(9) 相続税の納税猶予に関する後継者事業従事要件を緩和すること (☆) .....	24
(10) 特定事業用資産の貸借対照表計上要件を見直すこと (☆) .....	24
(11) 担保提供対象資産を見直すこと (☆) .....	24
<b>6. 取引相場のない株式等の評価について</b> .....	<b>26</b>
【純資産価額方式に関する事項】 .....	26
(1) 事業用土地等の評価に関して、一定の評価減を認めること.....	26
(2) 評価会社が課税時期前3年以内に取得した土地等及び家屋等の価額の特例を廃 止すること .....	26
(3) 負債性引当金の計上を認めること .....	26
(4) 資産除去債務の計上を認めること .....	27
【その他の論点】 .....	27
(5) 海外子会社の評価について類似業種比準方式を認めること.....	27

(6) 合併などの組織再編成後における株式等の評価方法として、類似業種比準価額の適用が可能となる要件を明確にすること	28
(7) 類似業種比準方式における比準要素数1の会社に該当した場合であっても、その会社の事業が継続している場合には、一般の評価会社の株式と同じ評価方法とすること	28
<b>7. 国際租税について</b>	<b>30</b>
【外国子会社合算税制について】	30
(1) 外国子会社合算税制における経済活動基準を、我が国企業の経済活動の多様化に合わせて見直すこと	30
(2) 外国子会社合算税制における買収直後の一定の株式譲渡益を合算対象所得から控除すること	30
(3) 法人の外国子会社合算税制における適用対象金額の算定において、配当等の控除にかかる明細書の添付を確定申告書のみ限定しないこと (☆)	31
(4) 個人の外国子会社合算税制において、外国関係会社が持分割合25%以上を6か月以上継続保有している会社からの受取配当を、法人の場合と同様に基準所得金額から控除することとすること (☆)	31
(5) 個人の外国子会社合算税制において、合算対象となる外国関係会社が所在地国で課された外国法人税額の外国税額控除制度の適用を認めること (☆)	31
(6) 個人の外国子会社合算税制において、合算課税済みの留保金額のその後の配当分の配当所得からの控除可能期間を法人の外国子会社合算税制における控除可能期間と同様の期間に延長すること (☆)	32
【その他について】	32
(7) 外国税額控除について、控除限度超過額等の繰越期間を10年程度に延長すること	32
(8) 外国税額控除の対象となる外国税額等の範囲について一定の指針を示すこと	33
(9) 人的役務提供事業に該当する「専門的知識又は特別の技能を有する者」について一定の指針を示すこと	33
(10) 外国法人から我が国の株主への資産の分配に関する課税関係について一定の指針を示すこと	33
(11) 租税条約の濫用防止規定に係る適用において、源泉徴収義務者が知り得ない事由に基づいて不納付となった場合には、不納付加算税を宥恕すること	34
<b>8. 消費税について</b>	<b>35</b>
(1) 消費税簡易課税制度選択不適用届出書について、提出期日を申告期限の末日まで延長すること	35
(2) 課税売上割合に準ずる割合の承認制度を見直すこと	35
(3) 非課税売上が受取利息等のみで僅かな取引にとどまる事業者については、全額の仕入税額控除が可能となる基準を導入すること	36

9. 地方税について.....	37
(1) 個人住民税の所得控除及び課税方法について所得税の取扱いに合わせること .	37
(2) 償却資産に対する固定資産税について、取得価額が30万円未満のものは少額資産として課税客体から除外すること .....	37
(3) 地方税においても欠損金の繰戻し制度を創設すること.....	37
(4) 外国税額控除の地方税の還付制度を創設すること.....	37
10. 納税環境整備等について.....	39
【申告手続及び税務調査手続関係】 .....	39
(1) 100%グループ内の関係（完全支配関係）にある法人が、法人の税務調査に他のグループ法人の従業員が立ち会うことを書面で承諾した場合には、原則として、他のグループ法人の従業員の立会いを認めること.....	39
(2) 租税特別措置法における当初申告要件を緩和させること.....	39
(3) 所得税確定申告書の「住民税に関する事項」欄において、個人住民税に係る上場株式等の配当所得等の課税方式を選択できるようにすること.....	39
【納税手続関係】 .....	40
(4) 日本に銀行口座を持たない外国法人や非居住者が、日本国外から直接納税が可能になるような仕組みを導入すること .....	40
【争訟手続関係】 .....	40
(5) 争訟手続等で処分が取り消された納税者が、多額の争訟費用等を負担した場合には、その費用の補償を国に対して請求できる制度を検討すること.....	40
<b>令和2年度税制改正等で実現した昨年度の要望事項.....</b>	<b>42</b>
<b>関係法令等一覧表 .....</b>	<b>43</b>

※今年度からの新規要望事項には（☆）

# I 政策的要望

## 1. 法人税法における課税所得計算と企業会計の調整について

### (1) 法人税法の改正に当たっては、企業会計の基準を十分に尊重することを前提に、会計と税務の差異を明確にすること

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣習に従って計算される期間利益は、企業業績の実態を表す指標として最も妥当なものである。法人税法においても、1965年（昭和40年）全文改正における課税所得計算規定の明確化以来、企業会計の基準が尊重されており、このことは理論的にも、また、実務を簡素にするという意味からも、重要な意義を有している。このような企業会計を尊重する立場は、「収益認識に関する会計基準」に整合的に対応するために、収益の額に係る通則規定が創設（法人税法22条の2）された平成30年度税制改正にも見られるところである。

しかし一方で、1996年（平成8年）11月の税制調査会「法人課税小委員会報告」において、税法と商法・企業会計との目的の違いから、税法が商法・企業会計における会計処理と異なった取扱いをすることが適当なことがあるとの考え方が示されて以降、課税ベースを拡大・適正化しつつ税率を引き下げるといった税制改正の方針の下、法人税法では債務確定主義の徹底と保守的な会計処理の抑制及び会計処理の選択性の抑制・統一が進められてきた（梶川幹夫他『改正税法のすべて 平成10年版』大蔵財務協会、266-268頁）。こうした過去の法人税法改正に伴い、企業会計の基準と法人税法との乖離が拡大し、特に課税所得計算では、費用・損失の年度帰属が企業会計よりも遅くなる傾向にある。この結果、課税所得が企業業績の実態を反映しなくなり、期間的な担税力の測定が歪められ、企業の成長力が削がれる事態となっている。

また他方で、企業会計の基準の国際的整合性を取るための取組の結果、投資意思決定有用性を重視するために、将来予測や期末時価評価を多用する企業会計の基準に従う利益計算が、担税力測定を歪めるおそれも生じている。

そもそも税法と企業会計の基準とでは目的が異なることから、両者の規定を完全に一致させることは不可能ではあるが、今後の法人税法改正に当たっては、平成30年度税制改正に見られるような企業会計の基準を十分に尊重し会計と税務がいたずらに乖離することは避けるという姿勢を維持しつつ、目的の相違のために最低限異ならざるを得ない会計処理は、課税要件明確主義の観点から税法の「別段の定め」によって明確化し、申告調整を通じて課税所得計算に反映させるような見直し又は配慮を検討されたい。

なお、会計と税務の乖離の具体的内容について、本税制改正意見・要望書Ⅱ. 個別的政策的要望 1. 法人税について(1)～(8)で、それぞれ改正要望事項としている。

**(2) IFRS（国際財務報告基準）の任意適用等の適正な財務報告の妨げにならないように債務確定主義の緩和及び損金経理要件を含む企業の意思確認方法を柔軟に許容すること**

IFRSの国際的な普及が進む中で、企業会計原則や企業会計基準のほかIFRS、米国会計基準及び修正国際基準と企業の選択できる会計基準の種類が増加している。政府の『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—以降、金融・資本市場の活性化のために講ずべき施策の一つとして、IFRSの任意適用企業の拡大促進が国策として掲げられているところでもある。しかし、法人税法の定める債務確定主義及び損金経理要件のために、確定決算においてどの会計基準を適用したかによって、税負担に格差が生じたり、税務ベネフィットを享受するための配慮により会計処理が行われるという逆基準性が生じ、これがIFRSの採用を妨げるといった税の中立性が損なわれる問題が生じるおそれがある。

これらの問題を解決するためには、企業の確定した意思表示としての会計処理及び申告調整等を税務上も幅広く認めることが考えられる。この場合、利益計算に恣意性が介入する余地がある。しかし、会計監査人の監査を受け税務コンプライアンスが整備されている上場会社等においては、このような恣意性が排除できていると考えられることから、債務確定主義の緩和及び損金経理要件を含む企業の意思確認方法を柔軟に許容されたい。

## 2. 事業承継税制の適用状況を把握し、中小企業の円滑な事業承継に資する税制として維持すること

平成30年度税制改正では、従来の事業承継税制（一般措置）に加えて、10年間限定の「事業承継税制の特例」が創設され、その後の税制改正により、一部手続の簡素化等の改正がなされた。この特例の目的は、中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後10年の間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者が約245万人に上る一方で、半数以上の経営者が事業承継の準備を終えていないことから、事業承継税制について、その対象を抜本的に拡充することにより、事業承継を強力に後押しすることとされている。具体的には、対象株式数・猶予割合の拡大、対象者の拡大、雇用要件の弾力化、新たな減免制度などを設けることで、これまでの事業承継税制と比べて、より利用しやすい制度を目指している。

ところが、事業承継は、①現状分析、②事業価値源泉の把握、③事業承継のための仕組み作り・環境整備、④後継者の選定・育成、⑤事業承継方法の選択・実行など、後継者が承継するまでに多様なプロセスを必要とするので、そもそも時間を要するという側面がある。

したがって、大幅に改善された事業承継税制の特例ではあるが、中小企業における円滑な事業承継に資するべく、引き続き特例の適用状況の把握をこまめに行い、事業承継の後押しという目的が達成されないような状況であれば、特例要件の見直し、特例期間の延長・恒久化、親族外承継に関する課税上の取扱いの見直しなどを積極的に検討されたい。

また平成31年度税制改正で創設された「個人版事業承継税制」についても、特例の適用状況や実務上の課題等を踏まえ、必要な見直しを検討されたい。

なお、中小企業における円滑な事業承継に資する税制について、本税制改正意見・要望書Ⅱ. 個別的要望 5. 事業承継税制について(1)～(11)で、具体的な改正要望事項を取り上げている。

### 3. ベンチャー投資に関する優遇税制について一層の充実を図ること

近年、民間企業によるスタートアップ投資が増えてきている。これは従来のベンチャーキャピタルを活用した投資と異なり、技術性に優れたベンチャー企業に対し、企業がファンド等を通じ投資するとともに投資先の経営及び技術支援（ハンズオン支援）を行い、投資先企業と一体となって技術開発・実用化を進める点に特徴があり、このような投資形態をコーポレート・ベンチャーキャピタルと呼んでいる。我が国企業が技術開発に対する自前主義のこだわりを脱し、小回りの利くベンチャー企業の技術開発力を活用して、迅速な製品化を促す起爆剤として、コーポレート・ベンチャーキャピタルは期待されている。

税制に関しても平成31年度税制改正において、研究開発型ベンチャー企業との共同研究や委託研究に関する試験研究費の税額控除制度が追加され、更に令和2年度税制改正において、オープンイノベーションに係る税制措置の創設により、時限立法ではあるものの一定のベンチャー企業の株式を出資の払込みにより取得した場合に、一定金額以上の取得価額の一部を損金算入できることとなった。これらの創設により、ベンチャー投資の一層の促進やベンチャー企業の技術開発力を活用するきっかけづくりには資するものの、ベンチャー企業自身の資金調達面についてもさらなるインセンティブが必要と考える。具体的にはイノベーション創出型のベンチャー企業にとってメリットをもたらすよう、研究開発費について、給付金付税額控除制度を導入し、資金調達面でベンチャー企業が試験研究開発をためらうことのないよう支援することが必要である。我が国からネクストユニコーンを輩出できるよう、世界基準に照らしても遜色のない税制面の支援が期待される場所である。

また、本改正では、個人がベンチャー企業に対し投資をした際の所得税の優遇税制（エンジェル税制）についても対応が行われ、対象企業の要件の緩和（設立後3年未満から5年未満へ）や経済産業大臣認定制度の拡充が行われ、認定事業者を経由した投資については、企業の要件確認を簡素化する等、認定ファンド及び新たに認定対象とされる株式投資型クラウドファンディングを通じた投資の促進が期待される場所である。中小企業庁によれば我が国の個人のベンチャー投資額は、過去10年間で約3倍の45億円になったものの、米国（2兆589億円）、欧州（8,666億円）に比べるとまだ少ない状況であり、今後も継続的にエンジェル投資が促進されるよう、他の所得との損益通算や税額控除制度との選択適用といった対応も検討され、より活用されやすい制度とすることが期待される。

## 4. 消費税の軽減税率制度及びインボイス制度について

### (1) 軽減税率制度の導入に伴って新たな益税が発生しないよう配慮すること

2019年（令和元年）10月1日より導入された軽減税率制度の下で、適正な課税を確保するためには、適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）の導入が予定されているが、その導入時期は軽減税率制度の導入から4年後の2023年（令和5年）10月1日とし、それまでの間は、簡素な方法として「区分記載請求書等保存方式」を採用するとともに、軽減税率に対応した区分経理が困難な中小事業者や、システム整備が間に合わない事業者等の存在も想定し、税額計算の特例を創設した。

インボイス制度が導入されるまでの間のこの「簡素な方法」及び「税額計算の特例」は、少なからず益税の発生を伴う可能性がある。現行の消費税法においても、免税事業者や簡易課税事業者が存在し、既に益税が発生している状況であるため、その具体的制度設計の際には、これ以上の益税を生じさせないよう、十分に考慮されたい。

### (2) インボイス制度の導入及びその適用時期は、事業者の事務負担等や経済環境に十分配慮すること

2019年（令和元年）10月1日より導入された軽減税率制度の下では、前段階控除の仕組みを適正に機能させるために適格請求書等保存方式（インボイス制度）が2023年（令和5年）10月1日より導入が予定されている。

しかしながら、インボイス制度の下では、仕入税額控除の適用要件として適格請求書の保存が必要とされていることから、受領した請求書が適格請求書であるか否かを確認するなどの新しい事務負担が生じることとなる。

そこで、インボイス制度導入時点においては、多くの事業者が適格請求書発行事業者に登録するものと考えられることから、導入時点での課税事業者は、原則として適格請求書発行事業者として自動的に登録される措置を講じるなど、インボイス制度導入に伴う事業者の負担に配慮されたい。

なお、消費税法附則（平成28年3月31日法律第15号）171条において消費税の軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずると明記している。インボイス制度導入に当たっては経済環境に配慮しつつ、特に小規模事業者が取引から排除されることのないようその適用時期について慎重に判断されるようにされたい。

**(3) 適格請求書類似書類であることが判明した場合には、加算税及び延滞税が課されないよう宥恕規定を設けること**

2023年（令和5年）10月1日より導入が予定されているインボイス制度の下では、事業者が適格請求書を発行するためには、適格請求書発行事業者として登録することが必要とされている。

適格請求書発行事業者であった者が、その登録の取消を受けたにもかかわらず、従前の登録番号を記載した適格請求書類似書類を交付した場合など、その書類を受領した事業者が適格請求書と信じて仕入税額控除を適用したとしても、その処理は認められず、加算税及び延滞税が課されることになる。この加算税及び延滞税を避けるためには、取引の都度、取引の相手方が適格請求書発行事業者であるか否かの確認を行わなければならない。そのための事務負担が増大し、迅速な取引も妨げられることになりかねない。

そこで、事業者が適格請求書類似書類を適格請求書と判断したことにつき、正当な理由があると認められる場合には、加算税及び延滞税を課さないこととする宥恕規定を設けられたい。

## 5. 納税環境整備等について

### (1) 税務手続において使用されている番号を整理し、統合すること

現在、税務手続において使用されている番号として、税務署ごとに納税者に対して付番されている整理番号や、電子申告手続に利用される利用者識別番号及び利用者ID、更に個人番号や法人番号に加え、今後、適格請求書発行事業者における登録番号が加わる予定となっている。このように、税務手続において使用する番号の種類が増加することにより、税務手続等において混乱を来すことが考えられる。

反面、個人事業者の場合は、個人番号の提供先において個人情報の安全管理措置等が義務付けられているものの、その安全性や信頼性が確認できない中で、個人番号を提供せざるを得ない状況になっている。

このため、個人事業者に対して、法人番号と同様に運用上の制限が少ない個人事業者番号を導入することも含め、行政の効率性と納税者の利便性を向上させるため、どのような番号が必要なのか整理し、また、可能な限り統合されたい。

### (2) 税制改正に当たっては、国民が公共サービス水準と国の財政状態の比較において税制改正を議論できるよう、改正手続における十分な周知期間を設けること

税制は、公共サービスのコストを国民が担税力に応じて公平に負担するシステムである。公共サービスの水準とそのコストたる税金は本来連動するものであり、税制改正においては、単に税制の問題として議論するのは適当でなく、税の徴収によって提供しようとする公共サービスの水準と一体的に議論するべきものである。

このため、政府が毎年の税制改正時に主要な改正論点と趣旨を国民に示し、広く意見募集を行い、国民が提供を受ける公共サービスの水準と国の財政状態を踏まえた税負担について政府と国民が相互に認識する機会を設けることは、上述の趣旨に立ち返る意味で非常に有意義なものと考えられる。

特に、厳しい財政状態の下で少子高齢化時代を迎える我が国においては、公共サービス水準を不変として不足する財源を賄うための税制のみを議論することは、もはや限界にきていると思われる。

よって、税制改正大綱の正式発表前に一定の周知期間を設け、主要な論点につき政府が提供する公共サービス水準と国の財政状態との関連から改正趣旨を明確に示した上で、国民から広く意見募集を行われたい。

## Ⅱ 個別的要望

### 1. 法人税について

#### (1) 減価償却方法の選択適用を維持すること

平成28年度税制改正において、建物附属設備及び構築物並びに鉱業用建物の減価償却方法について、定率法が廃止され、鉱業用を除く建物附属設備及び構築物については定額法、鉱業用建物、建物附属設備及び構築物については定額法又は生産高比例法に限定された。しかし、企業の経済実態を忠実に表現することを重視する企業会計の基準を尊重するという観点から、複数の減価償却方法の選択を認められたい。

#### (2) 賞与引当金及び退職給付引当金の損金算入を税務上も認めること

平成10年度税制改正により賞与引当金が、また、平成14年度税制改正により退職給付引当金が、それぞれ財源確保を理由に税務上廃止された。しかしながら、企業会計においては、賞与引当金及び退職給付引当金を計上することとされている。一般に、賞与引当金及び退職給付引当金が、企業の財政状態及び損益状態に与える影響は大きいと、法人税法上の課税所得と会計上の利益が乖離する大きな要因となっている。

労働協約や就業規則等によって賞与や退職金の支給が明確に規定されている企業においては、期末に未払いの賞与や退職金は法的債務であり、高い確度でこれらの債務は履行されているため、このような賞与引当金や退職給付引当金の繰入れを認めることは、企業の適正な担税力測定にとっても不可欠である。また、これらの引当金が認められないため、未公開株式の財産評価基本通達上の純資産価額方式による評価が過大になるといった弊害も生じている。よって、税務上も賞与引当金及び退職給付引当金の繰入れについて、損金算入を認められたい。

#### (3) 貸倒引当金を税務上も認めること

平成24年度税制改正において、中小法人等、金融機関、リース会社等を除き、貸倒引当金の繰入れが認められないこととなった。一方、企業会計の基準では、貸倒引当金を繰り入れることとされている（金融商品会計基準）。貸倒引当金は、金融機関等でなくとも、その金額が重要性を有する場合が多い。一般事業会社も貸倒引当金を設定することは、企業の適正な財政状態を反映することのみならず、適正な担税力を測定する観点からも重要である。事業環境をめぐる不確実性がますます高まっている今日における課税所得計算の在り方として、一般事業会社においても、法人税法の規定に従って恣意性を排除しながら個別貸倒引当金繰入限度額及び一括貸倒引当金繰入限度額を算定することは可能であり、税務上も、一般事業会社に金

融機関等と同様の個別貸倒引当金及び一括貸倒引当金の計上を認められたい。

**(4) 工事契約について工事損失引当金の損金算入を税務上も認めること**

「収益認識に関する会計基準の適用指針」では、工事契約について、工事原価総額等が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、その超過すると見込まれる額のうち、当該工事契約に関して既に計上された損益の額を控除した残額を、工事損失が見込まれた期の損失として処理し、工事損失引当金を計上することとされている（収益認識に関する会計基準の適用指針90項）。そこで、適正な担税力測定のためにも、税務上も、工事損失引当金の計上を認められたい。

**(5) 固定資産の減損に係る減損損失については、法人税法上も損金算入を認めること**

「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき資産の収益性の低下により計上された減損損失は、現在、資産の評価損を原則として禁じている法人税法では損金に算入されない（法人税法33条1項）。適正な担税力測定の観点からも、法人税法においても損金算入が認められる資産評価損の範囲に、企業会計上適正に算定された減損損失を含める措置を講じられたい。

**(6) 償還有価証券の償却原価法については、企業会計に合わせて利息法も法人税法で認めるとともに、定額法についても企業会計の定額法を認めること**

償還有価証券の取得価額と償還金額との差額を各事業年度に配分する方法（償却原価法）について、法人税法は定額法のみを認めている（法人税法施行令139条の2第2項）。しかし、同じく法人税法においては、金銭債権については利息法も適正な期間損益の認識方法として認められているのであるから（法人税基本通達2-1-34）、償還有価証券についても同様に認められたい。

また、企業会計の定額法は取得価額と償還金額との差額を取得日から償還日までの期間で除して各期の純損益に配分する方法であり、期中の取得分を期央に取得したものとみなして計算する法人税法の定額法よりも正確に差額を配分する方法であるから、企業会計の定額法も法人税法の定額法として認められたい。

**(7) 法人事業税については、今後も法人税法上の損金とし、かつ、その発生事業年度の損金とすること**

法人事業税は、企業がその活動を行うに当たって地方自治体より提供を受けている各種の行政サービスに必要な経費を企業が分担すべきであるという考え方に基づく税であり、正に収益と対応する費用であるということが出来るから、今後も法

人税法上の損金として取り扱うべきである。また、外形標準課税の拡大に伴い、客  
体税としての性格を強め、納税額の計算も容易であることから、事業税の発生事業  
年度に損金とすべきである。

#### (8) 資産除去債務に係る減価償却費を損金算入とすること

「資産除去債務に関する会計基準」では、法令又は契約で要求される法律上の義  
務及びそれに準ずるものにより、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用  
によって発生した資産除去債務（将来、有形固定資産の除去時点で発生が不可避と  
なった有害物質の除去費用も含む。）に対し、除去に要する割引前の将来キャッシ  
ュ・フローを見積もり、その割引後の金額（割引価値）を算定し、これを除去債務  
として負債認識するとともに、同額を有形固定資産に計上することにより、当該有  
形固定資産の残存耐用年数にわたり減価償却を行い、各期に費用配分することとさ  
れている。一方、法人税法では、将来の有形固定資産の除去費用は、実際の除去行  
為が行われておらず、その債務が確定していないため、その減価償却費の損金算入  
は認められない（法人税法22条3項、法人税基本通達2-2-12）。

しかしながら、資産除去債務は、債務の履行を免れることがほぼ不可能な義務に  
限られていて、合理的な算定が可能であり、また、このような高い確度で履行され  
る債務を資産除去債務に係る減価償却費を通じて、税務上也考慮していくことは、  
企業の適正な担税力測定にとっても不可欠である。

そこで、法人税法においても企業会計を尊重し、会計上適切に計上された資産除  
去債務に係る減価償却費について損金算入とされたい。

#### (9) 業績連動給与の拡充及び定期同額給与の改定要件を見直すこと

法人税法は、役員給与につき、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与  
のいずれかに該当することを損金算入の要件としている。経済のAI・IT化及びグロ  
ーバル化が進展する中で、企業の競争は一段と厳しさを増しているにもかかわらず、  
現行制度ではこのような状況は無視している。のみならず、法人税に係る実効税率  
の低下により、もはや経営者にとって役員報酬を増額して法人税の節税を図る動機  
は乏しく、むしろ支給形態の硬直化が役員に対するインセンティブを奪う結果とな  
っている。

平成28年度以降の数次にわたる税制改正で役員給与に関する制度の見直しがさ  
れたものの、依然としてその対象は有価証券報告書提出会社に限られている。そこ  
で、利益計算に対する信頼性の高い会計監査人設置会社については、有価証券報告  
書を提出しない会社であっても、中長期インセンティブを役員に付与するために、  
支給の時期及び業績に関する指標を所定の期日までに所轄税務署長に届け出るこ  
とで、業績連動給与に該当することとする制度を検討されたい。

このほか、定期同額給与の改定要件を緩和し、「業績悪化改定事由（経営状況が著

しく悪化したことその他これに類する理由)」(法人税法施行令69条1項1号ハ)から、「著しく」の文言を削除されたい。

#### (10) 受取配当金を全額益金不算入とすること

1988年(昭和63年)12月の税制抜本改革において、内国法人から受ける特定株式等(現在の関係法人株式等に相当)以外の株式等に係る配当について、益金不算入割合がそれまでの100%から80%に変更された。また、平成14年度税制改正において、連結法人株式等(現在の「完全子法人株式等」)及び関係法人株式等以外の株式等に係る配当等の益金不算入割合が80%から50%に変更されている。さらに、平成27年度税制改正においては、株式等保有割合5%以下の非支配目的株式等については、益金不算入割合が50%から20%に変更されている。

法人が所有する株式等に係る受取配当等については、既に利益の配当等を行う法人において法人税が課税されており、同一所得に対する二重課税の範囲が拡大されたこととなっているので、益金不算入割合を従来の100%に戻されたい。

#### (11) 繰延消費税の全額即時償却を認めること

控除対象外消費税のうち一の資産に係る金額が20万円以上となるものは、繰延消費税として資産計上し、5年間にわたって償却しなければならないが、事務負担の軽減のために、即時償却することを認められたい。

#### (12) 所得税額控除の元本所有期間の制限を廃止すること

法人が支払いを受けた段階で課された所得税については、法人税法68条1項において所得税額控除の規定が設けられているが、一定のものについては、その所得税額の全額を控除することはできず、元本の所有期間に対応する部分のみに制限されている(法人税法施行令140条の2第1項1号)。平成25年度税制改正により、公社債の利子などがこの所得税額控除の制限の対象から除かれることとなったものの、剰余金の配当などは、依然として所得税額控除の制限の対象とされている。

本制度は、法人が株式等を他者から譲り受けた場合に、自己の保有期間以前の期間に対応する配当等に対する所得税の控除を制限するものであるが、制限を受けた部分となる譲受者の元本所有期間に対応しない所得税額は、当該株式等を譲渡した者も控除することができないため、何人も当該所得税額の控除を受けることができず、譲受人において租税公課として損金算入が可能となるのみである(法人税法40条)。このことは、納税者に不利な状況をもたらしており、また、所有期間に対応する税額を原則法(法人税法施行令140条の2第2項)による算定が必要となり、納税者における事務負担も過大となっている。

したがって、法人税法施行令140条の2第1項1号を廃止し、その全額を所得税額控除の対象とすることを認められたい。

**(13) 繰越控除については繰越控除限度額を撤廃した上で繰越欠損金の控除期間を無制限とし、また、欠損金の繰戻し制度を全面的に復活させ、繰戻し期間を3年程度に延長すること**

法人税法は、事業年度ごとに課税することを原則として、一定の条件の下に欠損金の繰越しによる控除制度と欠損金の繰戻しによる還付制度を設けている。しかし、繰越控除制度は、平成28年度税制改正により控除期間が10年間に制限されており、繰越控除制度における控除限度額についても、中小法人等を除き、繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額とされた。また、繰戻還付制度は、厳しい財政事情を背景に、平成4年度税制改正で停止され、中小法人等には平成21年度税制改正で復活措置が施されたものの、全面的に復活してはいない。

欠損金の繰越し及び繰戻し制度は、事業年度課税制度の欠陥を是正し、公平な課税を図るための措置であるから、本来制限すべきではない。よって、繰越控除については繰越控除限度額を撤廃した上で繰越欠損金の控除期間を無制限とし、また、欠損金の繰戻し制度を全面的に復活し、その繰戻し期間を3年程度に延長されたい。

**(14) 特定同族会社の留保金課税制度を全廃すること**

現在、特定同族会社の留保された所得金額のうち、2,000万円の定額控除額など一定の限度額を超過する部分に特別課税がなされている。この特定同族会社の留保金課税は、平成19年度税制改正により、一定の要件を満たす資本金1億円以下の中小企業については適用対象から除外されたが、いまだ全面的に廃止されるには至っていない。

留保金課税は、企業の内部留保を圧迫しており、その上、繰越欠損金を控除し通常の法人税が課されない場合であっても、その控除前の所得に課税される場合があり、負担が過重になっているので、廃止されたい。

**(15) 組織再編税制及び連結納税制度における租税回避行為の規制範囲については個別具体的に規定し、包括的租税回避行為防止規定を廃止すること**

組織再編税制及び連結納税制度における包括的租税回避行為の防止規定は、「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるとき」（法人税法132条の2、法人税法132条の3）は、その行為又は計算の否認ができることとなっており、それぞれ2001年度（平成13年度）及び2002年度（平成14年度）に導入されたものである。組織再編税制等の導入時には、当該制度の利用方法が相当に多様なものとなるおそれがあることから、一時的に包括的否認規定を創設することに一定の合理性が認められていたが、既に相当の期間が経過している。

このため、租税法主義の基本である法的安定性及び予測可能性の観点から、行為又は計算の否認の対象については、明文の規定をもって個別具体的内容を明確にし、包括的な否認規定は廃止されたい。

## (16) グループ通算制度の特定欠損金の範囲を見直すこと（☆）

令和2年度税制改正大綱において、従来の連結納税制度がグループ通算制度へ移行することが提案され、完全支配関係のある企業グループ内で損益通算及び欠損金の通算を可能としながら、その企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が法人税額の計算及び申告を行う制度とすることで事務負担の軽減が図られる見込みとなっている。

この中で、新たに単体納税からグループ通算制度を開始する場合に、親法人のグループ通算制度の適用開始前欠損金は、子法人と同様、特定欠損金として自己の所得の範囲内でのみ控除できるものとされ、連結納税制度下で非特定連結欠損金として取り扱われてきた連結親法人の開始前繰越欠損金に相当する欠損金が、通算グループ内で控除可能な欠損金として利用することができなくなった。当該変更は、従来の連結納税制度を採用した場合のメリットが享受できなくなるものである。

連結納税制度導入時の理念であった我が国の企業の国際競争力の維持強化や経済の構造改革に資するといった考え方を堅持するためにも、従来の連結納税制度における連結親法人の開始前繰越欠損金に相当する金額を通算グループ内で使用できるようにすることを検討されたい。

## 2. 所得税について

### (1) 事業所得等の損失の補填を目的として生じた土地、建物等の譲渡所得と、事業所得等の損失との損益通算を認めること

分離課税の対象となる土地、建物等の譲渡所得は、一部の居住用の財産の譲渡損失の例外を除いて、他の所得の計算上生じた損失との損益通算ができないこととされている（租税特別措置法31条1項及び3項2号、同法32条1項及び4項、所得税法69条）。

しかしながら、事業不振により生じた損失の補填を目的として、経営者等個人が所有する不動産の処分を行った場合にまで課税が生じることは酷であり、また、今後の事業再生の可能性を奪うきっかけにもなりかねない。そこで、これらの弊害を避けるために、事業所得等の損失の補填を目的として生じた土地、建物等の譲渡所得と、これら損失との損益通算を認める措置を講じられたい。

### (2) 不動産所得について土地等の取得のための負債利子による損失についての損益通算を認めること

所得税における不動産所得の損失金額のうち、土地等を取得するために要した負債利子の額に相当する部分の金額についてはなかったものとされている。これは地価高騰や過度の節税対策への対応として、平成4年度税制改正により設けられたものである。

しかし、この負債利子は不動産収入に対応する費用であるにもかかわらず、損益通算においてこの利子に係る不動産所得の損失対応部分が永久的に必要経費として認められないこととなる。また、平成10年度税制改正において、法人税法における類似の制度であった「新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例」は廃止されており、制度間のバランスの観点からも問題がある。

よって、土地等の取得に係る負債利子についての損益通算を認められたい。

### (3) 源泉所得税の納期特例適用範囲を拡大すること

小規模事業者の納税事務負担を軽減する目的から、給与及び退職手当のほか、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士等に支払った所得税法204条1項2号に掲げる報酬又は料金については、所得税法216条により納期の特例の適用対象とされている。

所得税法204条1項1号に掲げる報酬又は料金についても、同条同項2号の報酬又は料金と発生の頻度、内容、金額の多寡等に関して、類似したものであることを勘案すると、取扱いを区分する理由は見当たらない。そのため、更なる事務の簡素化のために、所得税法204条1項1号に掲げる報酬又は料金についても納期の特例の対象所得とすることを認められたい。

**(4) 居住者が年の途中で死亡した場合の準確定申告書の提出期限を、相続税の申告書提出期限まで延長すること**

居住者が年の途中で死亡した場合等の準確定申告は、相続の開始があったことを知った日の翌日から原則4か月以内に提出しなければならないこととされている。

しかし、近時においては被相続人と相続人とが同居している世帯が減少傾向にあり、短期間に相続財産・生前の所得等を把握することは困難となっており、被相続人の生前所得は相続財産を確定させる段階で明らかになることが多い。

したがって、所得税の準確定申告書の提出期限を相続税の申告書提出期限（相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内）まで延長されたい。また、同様に、それに併せて所得税の青色申告承認申請書の提出期限も相続税の申告書提出期限まで延長されたい。

**(5) 個人事業者における純損失、雑損失の繰越控除期間についても5年程度に延長すること**

所得税法70条及び71条は、確定申告書を提出する居住者にその年以前3年間に生じた純損失（青色申告書を提出している年に限る。）又は雑損失がある場合には、当該純損失又は雑損失の金額に相当する金額は、当該確定申告書に係る年分の総所得金額等の計算上控除すると規定している。

しかし、純損失又は雑損失の繰越控除期間が3年では短すぎ、個人事業主が事業努力により利益体質となっても、過去の損失の繰越控除が打ち切れ、納税という事態が生じることは、事業の継続、担税力の面からも負担が大きいので、その期間を少なくとも5年程度に延長されたい。

**(6) 生計を一にする親族間で授受が行われた報酬についても、それが労務の対価として正当なものである限り、支払った側において必要経費として認めること**

所得税法56条は、居住者の不動産所得、事業所得又は山林所得につき、これらの事業に従事した居住者と生計を一にする配偶者その他の親族（以下「親族等」という。）に対し支払った対価の金額は、当該居住者の不動産所得、事業所得又は山林所得の計算上、必要経費に算入しないこととしている。一方で、所得税法57条において、居住者と生計を一にする親族等が、上記所得を生ずべき事業に専ら従事した場合には専従者給与の特例が認められている。このように現行の所得税法は、居住者とその親族等が独立して事業を営む場合に報酬の授受を行った場合には、支払った側の必要経費性を認めず、専従者として従事する場合に限り必要経費として認めており、同じ労務の対価であるにもかかわらず、不均衡な取扱いとなっている。

他方、国民の高学歴化及び女性の社会進出により、夫婦などの親族等が独立して

事業等を行うケースも増えており、今後ますます増加するものと思われる。

よって、生計を一にする親族等が独立して事業を営む場合であっても、実際に労務の提供の事実が存在し、かつ、支払報酬額が妥当なものであれば、それを必要経費に算入するなど実態に沿った措置を講じられたい。

#### **(7) 株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度を拡充すること**

上場株式等に係る譲渡損失については、現行3年間の繰越控除が認められているが、投資リスクを軽減し、貯蓄から投資の流れをより確実なものとするため、繰越控除期間を5年程度に延長するとともに、総合課税となる純損失の繰戻し還付制度（所得税法142条）と同様に、申告分離課税となる上場株式等の株式譲渡損失についても繰戻し還付の請求を認められたい。

なお、非上場株式の譲渡によって生じた損失についても、上記趣旨を踏まえ、譲渡損失の繰越し及び繰戻し還付の請求を認められたい。

#### **(8) 金融商品間の課税の簡素・中立化のために、金融所得課税の一体化を更に進めること**

金融所得課税の一体化については、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来を踏まえ経済の活力を維持する観点から、家計の金融資産を「貯蓄から投資」へ移行するべく、2004年（平成16年）6月に政府税制調査会金融小委員会から、「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」として、その基本方針が示されたところである。当該方針では、金融商品間の課税の中立性、簡素で分かりやすい税制、個人投資家の投資リスクの軽減を図るために、①金融所得の間で課税方式の均衡化をできる限り図ること、②金融所得の間で損益通算の範囲を拡大すること、の2点が大きな方向性として示されている。

この方向性を踏まえ、平成25年度税制改正において、2016年（平成28年）1月1日から、特定公社債等の譲渡所得等の非課税対象の除外と申告分離課税化、特定公社債等の利子等について申告分離課税化が行われ、これらの所得ないしは損失と、上場株式等の譲渡所得及び配当所得との損益通算が可能となり、また、通算しきれない損失の3年間の繰越控除を可能とする措置がされることとなった。

しかし一方で、商品先物取引（現物先物取引、商品オプション取引など）の決済及び金融商品先物取引等（有価証券先物取引、通貨等先物取引、金融オプション取引など）の決済に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額に対しては、他の所得と区分して、租税特別措置法41条の14により、先物取引に係る雑所得等として所得税15%（ほかに復興特別所得税が基準所得税額の2.1%）と地方税5%の申告分離課税が行われる。これらの所得は、先物取引に係る雑所得等の間では損益通算が可能であるが、先の上場株式等の譲渡所得等との損益通算はできない。これらの所得は、デリバティブを含む金融所得であり、先に示した金融所得

課税の一体化の方針を踏まえれば、これを上場株式等に係る所得の課税方式と区別する理由は見だしにくい。また、税率の差異もないため、金融所得課税の一体化を更に推進するため、意図的な租税回避行為に十分に留意して、先物取引に係る雑所得等の金額について、上場株式等の譲渡所得等との損益通算を認められたい。

また、外貨預金の為替差損益は一般的には雑所得として取り扱われるが、為替の変動による損益として類似の効果が見込まれる外貨建MMF(マネー・マネジメント・ファンド)等の譲渡損益のうち為替変動部分については雑所得ではなく、譲渡所得(分離課税)となる。このように経済的に類似の効果がある所得について、個人所得の計算上その取扱いが大きく異なることは、金融所得の間での課税方式の均衡を図る観点から望ましくないと考える。したがって、このような経済的に類似の効果がある取引については課税上、同様の取扱いになるような対応を講じられたい。

#### **(9) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等における非課税措置の要件を緩和すること**

公益法人等に対し財産を贈与又は遺贈した場合、その財産が一定の期間内に公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであることなど一定の要件を満たし、国税庁長官の承認を受けたものについては、租税特別措置法40条により当該財産の贈与又は遺贈がなかったものとみなされ、所得税法59条1項1号に基づく課税は行わないこととされている。このことは、公益法人等への財産の寄附を奨励し、公益法人等の活動を通じて高齢者世帯等が蓄積してきた資産の再配分を促進する観点から非常に有用な措置であると考えられる。

しかしながら、財産そのものが公益目的事業の用に直接供されていない場合には、この非課税措置の適用はないとされているが、公益目的事業の用に間接的に供される場合、例えば、公益法人等が賃貸用不動産の贈与を受けその賃料収入を公益目的事業に充てることも公益法人等において有用であることから、このような場合にも非課税措置が認められるよう要件を緩和されたい。

また、贈与又は遺贈された財産が、その贈与又は遺贈のあった日から2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供されず、国税庁長官の承認が取り消された場合には、非課税措置も取り消され、所得税法第59条1項1号に基づき、その贈与又は遺贈をした者に所得税が課されることになる。しかしながら、贈与又は遺贈をした者に公益目的事業の用に供されなかった原因のない場合にまで非課税措置を取り消すことは、その担税力の観点からも過度な負担を課すこととなるため、贈与又は遺贈をする者の不安を解消し寄附を奨励し、また、受贈・受遺した財産を早期に有効活用することを促すためにも、租税特別措置法40条3項と同様に公益法人等において所得税を課することとされたい。

### 3. 法人税・所得税共通事項について

#### (1) 完全子法人株式等より受ける配当等に係る源泉所得税の徴収を廃止すること（連結納税制度も含む。）

平成22年度税制改正において、グループ法人が一体的に経営されている実態に鑑みて、グループ内法人間の経営資源再配置に対する阻害要因などを排除することを目的として、完全支配関係のグループ法人に関する様々な規定が創設された。その一つとして、法人が受ける完全子法人株式等に係る配当等の額については、負債の利子の額を控除せず、その全額を益金不算入とするという規定も導入された。

しかしながら、所得税法212条3項、すなわち支払配当法人が配当の支払時に所得税を源泉徴収する義務は免除されていない。このため、支払配当法人が、配当の支払時に所得税を源泉徴収し、その翌月10日までに税務署にその所得税を納付する。その後は、配当を受けた法人の確定申告時まで、還付（又は税額控除）がなされないこととなっている。それでは、グループ内資金が滞留することになり、グループ内法人間の経営資源再配置に対する阻害要因などを排除するという制度導入の趣旨が貫徹しない。また、事務手続も煩雑である。

グループとしての一体的経営という実態を反映する課税及び事務手続の簡素化の観点から、所得税法212条3項に規定する内国法人に対して支払われる「配当等」から、「法人が受ける完全子法人株式等に係る配当等」を除外されたい。

なお、同趣旨により、連結納税制度においても同様の取扱いをされたい。

#### (2) 特定の事業用資産の買換えの場合の圧縮記帳については、100%圧縮とすること

特定の事業用資産の買換えの場合の圧縮記帳は、買換えにより取得した資産の取得価額を、譲渡資産について生じた譲渡益に相当する額だけ減額するとともに、当該金額と同額を損金の額に算入することにより、課税の繰延べを図る制度であるが、現状においては、既成市街地等からそれ以外の地域への買換えなどのように土地政策上の必要性が認められる場合であっても、課税の繰延べが認められるのは最高で差益の80%相当額が限度となっている。

既成市街地等からそれ以外の地域への買換えなどの土地政策を推進し、また、買換え前の事業活動の維持継続を可能にし、健全な事業発展に資するため、買換え資産につき生じた差益の100%を圧縮限度とされたい。

#### (3) 減価償却できない無形固定資産とされている電話加入権については、その市場動向や実態を考慮して、減価償却できる無形固定資産として取り扱うこと

電話加入権は、時の経過によりその価値が減少しないものであることや、市場において譲渡することにより投下資本を回収し得ることから、法人税法及び所得税

法において、減価償却できない無形固定資産として扱われている。

しかしながら、電話加入権を必要とする固定電話の加入契約者数は減少する一方であり、電話加入権の取引価額も長期にわたって低い水準にとどまっているため、市場において電話加入権を譲渡できたとしても、投下資本のごく一部しか回収できず、また、新たに参加しようとする者は、廉価な中古電話加入権を購入することで事実上加入料の負担なく契約することができる。このような実態によれば、電話加入権を減価償却できない無形固定資産として取り扱う理由は既に乏しく、市場性がなく減価償却資産として取り扱われている携帯電話等の提供を受ける権利と同様に、電話加入権も減価償却できる無形固定資産として取り扱うべきである。

## 4. 相続税・贈与税について

### (1) 相続時精算課税制度により受贈する小規模宅地等に対して、小規模宅地等についての相続税の課税価額の計算の特例を認めること

小規模宅地等についての相続税の課税価額計算の特例は、相続人等の生活の基盤維持のために不可欠な小規模宅地等に適用されるが、相続又は遺贈により取得するものに限られる。他方、相続時精算課税制度により受贈する小規模宅地等の取得は贈与であるため、相続時精算課税制度により受贈する小規模宅地等に対して、小規模宅地等についての相続税の課税価額の計算の特例の適用は認められていない。

居住用宅地については、推定相続人の生活の基盤維持のために不可欠であり、事業用宅地については円滑な事業承継につながることから、相続時精算課税制度により受贈する小規模宅地等についての相続税の課税価額の計算の特例を認められたい。

### (2) 相続税の延納要件のうち、延納税額に相当する担保提供の要件を緩和すること

相続税の延納許可を受ける場合、延納税額に相当する担保の提供が必要であるが、先に第三者の債務に対する抵当権が設定されていることなどの理由により、附帯税を含めた必要価額全額を担保提供できない場合がある。この場合、十分な資力を有する適当な保証人が得られないと延納制度が利用できない。

安定した分割納税を促進するため、仮に十分な担保が提供されない場合であっても、延納が許可される所要の措置を講じられたい。

### (3) 未分割財産の配偶者税額軽減等税額軽減措置を受けられる期間を延長すること（☆）

相続税申告期限まで遺産分割が未了の場合、配偶者税額軽減等税額軽減措置は受けられず、申告期限から3年以内に遺産分割された場合に更正の請求をすることが可能であるが、3年以内に分割されない場合は「やむを得ない事情がある場合」を除き配偶者税額軽減等税額軽減措置を受けることができない。

しかし、高齢者や核家族の増加等の社会構造の変化からして、3年という期間は十分な期間とは言えず実務的な不利益が生じる可能性がある。また、国税通則法23条の規定による更正の請求が認められている期間5年とも整合しない。

未分割財産の配偶者税額軽減等税額軽減措置を受けられる期間を「申告期限から3年以内」とするところ「申告期限から5年以内」に延長されたい。

## 5. 事業承継税制について

### 【法人版事業承継税制（非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除）について】

#### (1) 贈与から相続への切替え時における一般措置から特例措置への移行を認めること（☆）

一般措置で納税猶予を受けた場合、特例措置への移行はできないものとされている（租税特別措置法70条の7の5第2項六ト、70条の7の6第2項七ホ）。しかし特例措置は一般措置に比べて適用要件、対象株式数のほか、相続税においては納税猶予割合も80%から100%に拡充されており、相続税の納税猶予においては特に両制度の差が大きい。

相続発生時における負担の差を解消し、円滑な事業承継に資するため、一般措置で贈与税の納税猶予を受けた者が相続税の納税猶予に切り替える際に、特例措置に移行することを認められたい。

#### (2) 制度の適正な運用とともに、納税者の予見可能性を確保するために、具体的な判断基準を示すこと

平成30年度税制改正で創設された事業承継税制（特例措置）は、それまでの一般措置を抜本的に拡充する内容であり、中小企業の事業承継を後押しすることが期待されている。

一方で、対象会社の要件、先代経営者や後継者の人的要件、個人資産の過度な会社資産への組入れ等、制度の趣旨を逸脱した租税回避行為の発生も想定される。

この点で、事業承継税制には、相続税法64条の行為計算否認が準用されており（租税特別措置法70条の7、租税特別措置法70条の7の5第10項ほか）、仮に形式的要件を満たしても、租税回避と判断された場合に、今後適用を否認される事例も発生することも予想される。

本制度が中小企業の事業承継を促進する目的で適正に運用されるために、租税回避行為への対応は重要であるが、それとともに、本制度の適用に当たっての予見可能性を確保するため、具体的な判断基準を示すこと等も検討されたい。

#### (3) 継続届出書提出を失念しないための措置を講ずること

本制度の適用を受けた場合、特例承継期間は年に1回、都道府県知事への年次報告書のほか、税務署への継続届出書を提出する必要がある。また、特例承継期間後も3年に1度、税務署への継続届出書の提出が必要であり、仮にこれを期限内に提出しなかった場合、納税猶予認定の取消事由（猶予期限の確定事由）に該当し、猶予税額と利子税を納付しなければならない。

しかしながら、中小企業にとって、継続届出書の提出期限の管理を永続的に行う

ことは負担が重く、仮に期限内提出を失念してしまった場合のリスクは大きい。また、それを理由に本制度の適用に慎重にならざるを得ないことも少なくないと考えられる。

納税者の意思に反して継続届出書提出を失念してしまうリスクを軽減し、本制度の対象である中小企業の事業承継に資するため、本制度の適用を受けている納税者に対して継続届出書用紙又は案内を事前に送付し、また、相続税の納税猶予の継続届出書の提出期限についても、例えば贈与税の納税猶予と同じ提出期限にする等の措置を検討されたい。

#### **(4) 親族外の後継者に対して株式を低額で譲渡した場合も事業承継税制の対象とし、また、親族外承継に伴う株式の評価額が先代経営者の相続人の相続税額に影響を及ぼさないようにすること**

近年は中小企業でも親族外承継の割合が増加しており、平成25年度税制改正により、先代経営者の親族以外の後継者に対する贈与も本制度（当時は「一般措置」）の適用対象となった。

しかし本制度は、贈与税の納税猶予を受けた後、先代経営者が死亡した際には、対象株式がみなし相続財産として相続税の課税対象となり、親族外の後継者はその非上場株式等を遺贈により取得したものとみなされることになる。

その際に、親族外の後継者においては、相続人でないにもかかわらず、被相続人の遺産等の全てを把握し得る立場となってしまう。他方、相続人においては、当該非上場株式等が既に贈与済みであり、贈与税が免除されているにもかかわらず、遺贈とみなされることで、課税価額の総額に算入され、相続税の負担が生じることになり、この点で、本制度の適用に関する実務上の課題であるという意見も少なくない。

親族外の後継者の場合、そもそも法定相続人ではない点や、贈与ではなく時価より低い価額での売買が行われることも想定される点などを勘案し、親族外承継における税負担の課題を解決するために、無償贈与以外に低額譲渡の場合も含め、先代経営者と親族外後継者に課税が発生しない仕組みを整備し、また、親族外後継者への贈与又は低額譲渡の場合はみなし相続財産として相続税の課税対象としない等の見直しをされたい。

#### **(5) 相続税の納税猶予に関する後継者役員就任要件を緩和すること（☆）**

相続税の納税猶予に関する後継者要件に、「相続開始の直前において役員であり、相続開始から5か月後に代表者であること（先代事業者が60歳未満で死亡した場合を除く。）」があるが、現在の中小企業経営者の高齢化に鑑みると、後継者が役員に就任していない60歳以上の企業経営者は多く、後継者候補が役員に就任する前に急な相続が発生することも想定される。このような場合に、相続発生を機に役員に就

任し、事業を承継するケースも考えられるため、相続税の納税猶予に関する後継者の役員就任要件の撤廃又は相続税申告期限を判定基準とする等の緩和を検討されたい。

## 【個人版事業承継税制（個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除）について】

### (6) 小規模宅地等の特例との併用を認めること（☆）

本制度の適用を受ける場合、小規模宅地等の特例（租税特別措置法69条の4）のうち特定事業用宅地等の特例の適用を受けることはできず、両者は選択適用とされている（租税特別措置法69条の4第6項）。小規模宅地等の特例のうち特定事業用宅地等の減額割合は80%であるものの、限度面積は個人版事業承継税制と同じ（400㎡）であり、事前の計画策定等が不要である点又は事業継続要件も相続税申告期限までである点等、小規模宅地等の特例制度の方が納税者にとっての負担やリスクが少なく、事業用資産の大半が宅地等である場合、個人版事業承継税制を適用しないケースが想定される。

非上場株式版の事業承継税制では、株式に表象されている限り、事業用の土地を含むあらゆる事業用資産が納税猶予の対象とされていることから、また、個人版事業承継税制の対象となった事業用資産を現物出資することで、結果、非上場株式版の事業承継税制を適用することができる趣旨からすれば、個人版事業承継税制が円滑な個人事業の承継に資するべく活用されるため、また何らかの理由で将来事業廃止等の確定事由に該当した場合の納税リスクの軽減のため、宅地等については小規模宅地等の特例を適用し、その他の事業用資産については個人版事業承継税制を適用するといった併用を認められたい。

### (7) 継続届出書提出を失念しないための措置を講ずること（☆）

本制度の適用を受けた場合、申告期限から3年ごとに税務署への継続届出書を提出する必要があり、仮にこれを期限内に提出しなかった場合、納税猶予認定の取消事由（猶予期限の確定事由）に該当し、猶予税額と利子税を納付しなければならない。

しかしながら、中小事業者にとって、継続届出書の提出期限の管理を永続的に行うことは負担が重く、仮に期限内提出を失念してしまった場合の納税リスクは大きい。また、それを理由に本制度の適用に慎重にならざるを得なくなる。

納税者の意思に反して継続届出書提出を失念してしまうリスクを軽減し、本制度の対象である中小事業者の事業承継に資するため、本制度の適用を受けている納税者に対して継続届出書用紙又は案内を事前に送付し、また、相続税の納税猶予の継続届出書の提出期限についても、例えば贈与税の納税猶予と同じ提出期限にする等の措置を検討されたい。

#### (8) 先代事業者要件（青色申告書提出要件）を緩和すること（☆）

本制度の対象となる先代事業者要件に、「贈与又は相続開始の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書により提出していること」があり、この場合の青色申告書は、租税特別措置法25条の2第3項の適用のあるもの（55万円の青色申告特別控除）とされている。しかし個人事業主が全てこのような青色申告書を提出しているとは限らず、特定事業用資産の該当性の判断に当たっては贈与又は相続開始の属する年の前年分の貸借対照表で確認できるため、租税特別措置法25条の2第3項の適用のある青色申告書提出の期間要件を短縮されたい。

#### (9) 相続税の納税猶予に関する後継者事業従事要件を緩和すること（☆）

相続税の納税猶予に関する後継者要件に、「相続開始の直前において特定事業用資産に係る事業に従事していたこと（先代事業者が60歳未満で死亡した場合を除く。）」があるが、現在の中小事業者の高齢化に鑑みると、後継者が事業に従事していない60歳以上の事業者は多く、後継者候補が事業に従事する前に急な相続が発生することも想定される。このような場合に、相続発生を機に事業を承継するケースも考えられるため、相続税の納税猶予に関する後継者の事業従事要件の撤廃又は相続税申告期限を判定基準とする等の緩和を検討されたい。

#### (10) 特定事業用資産の貸借対照表計上要件を見直すこと（☆）

本制度の対象となる「特定事業用資産」は、先代事業者の贈与又は相続等の属する日の前年分の青色申告書の貸借対照表に計上されていたものとされているが、例えば事業用資産について、補助金等の圧縮記帳や特別償却（即時償却）等により、帳簿価額がゼロとなる資産が存在する可能性がある。したがって、これらの特例を適用することにより帳簿価額がゼロとなっている資産で相続税、贈与税の課税対象となるものが存在する場合、貸借対照表に計上されていなくても特定事業用資産に含める等の取扱いを検討されたい。

#### (11) 担保提供対象資産を見直すこと（☆）

本制度の適用を受ける場合、猶予税額及び利子税に見合う担保を提供する必要がある。この点で、法人版事業承継税制では、対象となる非上場株式等の全てを担保提供すれば、当該株式等の価額が猶予税額に満たない場合でも猶予税額に相当する担保が提供されたものとみなす（租税特別措置法70条の7の2第6項）とされているのに対して、個人版事業承継税制では、相続税の延納の場合と同様に、「不動産、国債・地方債、税務署長が確実と認める有価証券等」の担保提供が必要とされ（国税通則法50条）、担保提供財産の価額は、猶予税額の合計額に見合うことが必要とされる。

しかし実務上、納税猶予税額に見合う事業用資産以外の担保を提供することは容易ではなく、担保提供が困難であることを理由に、本制度の適用を断念せざるを得ないことも想定される。したがって、本制度の納税猶予を受ける場合の担保について、法人版事業承継税制と同様に、対象となる特定事業用資産を対象とする等の措置を講じられたい。

## 6. 取引相場のない株式等の評価について

### 【純資産価額方式に関する事項】

#### (1) 事業用土地等の評価に関して、一定の評価減を認めること

純資産価額方式の際の土地評価については、財産評価基本通達に定める評価額によって評価することとされている。個人においては、相続又は遺贈により取得した資産のうち、相続開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等で、建物や構築物の敷地の用に供されているものがある場合には、相続人等が取得したこれらの宅地等のうち一定の面積までの部分について、事業承継、宅地の継続保有などを条件として相続税の課税価格に算入する金額の一定割合の減額が認められている（租税特別措置法69条の4第1項）。

純資産価額の算定上、会社が所有している事業用土地等については、個人のように評価減は認められていない。事業用土地等については、会社の業績と無関係に不動産価格水準によって株式評価が変動することになり、事業を継続する限りにおいては換金することができず、担税力に乏しいことから、個人と同様に評価に際しては一定の減額を認められたい。

#### (2) 評価会社が課税時期前3年以内に取得した土地等及び家屋等の価額の特例を廃止すること

財産評価基本通達上（根拠法令は相続税法22条）、純資産価額方式による取引相場のない株式・出資の評価において、評価会社が有する土地等及び家屋等（附属設備、構築物）のうち、課税時期前3年以内に取得したものについては、課税時期における通常の取引価額で評価することとされている。

しかし、個人が相続等で取得した3年以内取得の土地等及び建物等について、被相続人等の取得価額で評価するとした相続税の特例措置は既に廃止されており、これと不整合な取扱いをする合理性は乏しいと考えられるため、本特例措置は廃止されたい。

また、「取得」には売買による取得のほか、交換、買換え、現物出資、合併等による取得も含まれる。しかし、例えば、被相続人がその株式の全てを保有している会社同士の合併等、実質的に資産の移転も資産価値の変動も生じていないケースについてまで「取得」があったとすることは、経済実態を無視したものであり、また、対価収入のない納税者に酷であるため、少なくとも、このようなケースについての本特例措置の適用は廃止されたい。

#### (3) 負債性引当金の計上を認めること

相続税法22条では、「相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価」によるものとされている。そして、財産評価基本通達1

(2)には、「財産の価額は、時価によるものとし、(省略) その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。」とされている。

この財産評価基本通達に基づく取引相場のない株式等の評価方法の一つである純資産価額方式においては、退職給付引当金、賞与引当金等の負債性引当金の計上が認められていない(財産評価基本通達186)。これは、相続税法14条の「控除すべき債務は、确实と認められるものに限る」との規定に基づき、これらの引当金は確定債務でないという理由によるものと考えられる。

しかし、評価時点における退職金規定に基づく従業員退職金要支給額や既に支給が確定している賞与は确实性が高く、企業の財務への影響も大きい。また、かつて法人税法上退職給与引当金の計上が認められていた時期は、純資産価額方式においても負債としての計上が認められており、その後、法人税法上の退職給与引当金の廃止(法人税率引下げに伴う税源確保措置)とともに、負債計上が認められなくなったものであり、法人税法の改正内容が相続税における株式等評価に影響を与えることは、合理性のない取扱いである。

純資産価額の評価をより実態に合うものにするために、算定方法や要件を定めた上で、これらの負債性引当金を純資産価額の計算上、負債として計上することを認められたい。

#### (4) 資産除去債務の計上を認めること

資産除去債務とは、「有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。」(資産除去債務に関する会計基準3.(1))。資産除去債務は、法令又は契約で要求される法律上の義務であることから、履行が确实な債務と言えるが、資産除去債務の履行時期を予測することや、将来の最終的な除去費用を見積もることが困難であることから、法人税法上は否認され、純資産額の算定上も負債認識しない。

相続税法14条により、負債については履行が确实な債務のみ計上できる、とされており、その点では法律上履行が求められている債務であり、負債性があると言える。

したがって、外部の専門家が見積もった土地の土壌汚染費用、原状回復費用などの資産除去債務については、負債認識を認められたい。

### 【その他の論点】

#### (5) 海外子会社の評価について類似業種比準方式を認めること

国外にある財産についても、財産評価基本通達に定める評価方法により評価することとされている(財産評価基本通達5-2)。しかし、海外子会社の評価について、国税庁の質疑応答事例では、「類似業種株価等の計算の基となる標本会社が、我が国

の金融商品取引所に株式を上場している内国法人を対象としており、外国法人とは一般的に類似性を有しているとは認められないことから、原則として、類似業種比準方式に準じて評価することはできません。」とされており、類似業種比準価額での評価を認めておらず、純資産価額での評価に準じて行われているのが現状である。このことにより、国内の会社と評価方法が整合しないという問題が生じており、また、海外進出している中小企業においては、海外子会社を純資産で評価することにより株式保有特定会社に該当し、親会社である国内会社も純資産価額で評価する必要が生じるなどの問題が生じている。そこで、このような問題を解消するために、海外子会社についても類似業種比準価額での評価を認めるように検討されたい。

#### **(6) 合併などの組織再編成後における株式等の評価方法として、類似業種比準価額の適用が可能となる要件を明確にすること**

合併を始めとした組織再編成は、中小企業においてもその件数が増加傾向にあり、また、事業承継や労働生産性の向上の対策として効果的な方法となりつつあるが、財産評価基本通達上、組織再編成後における取引相場のない株式等の評価方法は規定されていない。

このため、そのような株式等の評価において類似業種比準価額を適用できるかどうかは、実務上、会社実態に変化がないと認められる場合以外は類似業種比準価額で評価することは合理性を欠き、純資産価額で評価することが合理的であるとする課税庁職員により雑誌に寄稿された見解に少なからず影響を受けている。

しかしながら、このような公式ではない見解に基づいて実務を行うことは、納税者と課税庁の判断に相違が生じやすいことから予見可能性を欠くこととなり、そのために税務調査での否認をおそれ、組織再編成を避けることになれば、現在の我が国の課題となっている事業承継や労働生産性向上の妨げになりかねない。

したがって、財産評価基本通達において、合併などの組織再編成後における株式等の評価方法として、類似業種比準価額の適用が可能となる要件を明確にされたい。

#### **(7) 類似業種比準方式における比準要素数1の会社に該当した場合であっても、その会社の事業が継続している場合には、一般の評価会社の株式と同じ評価方法とすること**

類似業種比準方式における比準要素1の会社（直前期末を基とした場合の三つの比準要素のうち、いずれか二つが0であり、かつ直前々期末を基とした場合の三つの比準要素についてもいずれか二つ以上が0である会社）の株式については、類似業種比準方式を適用する前提を欠いていると考えられており、特定の評価会社の株式に該当するとして、純資産価額により評価を行うか（財産評価基本通達189(1)、189-2）、又は類似業種比準価額を加味する割合を0.25として評価を行うことになり、類似業種比準価額がほとんど考慮されない評価額となる。

特に中小企業においては、配当を行っていない会社がほとんどであることから、リストラや事業再編等により赤字となった場合には、比準要素数1の会社に該当し、その株式の評価に当たり、類似業種比準価額はほとんど考慮されないことになる。

しかしながら、その赤字が一時的なものであり、また、会社の事業を継続していた場合には、比準要素数1に該当したのは一時的なことから考えられるため、一般の評価会社の株式と同じ評価方法により評価できるようにされたい。

## 7. 国際租税について

### 【外国子会社合算税制について】

#### (1) 外国子会社合算税制における経済活動基準を、我が国企業の経済活動の多様化に合わせて見直すこと

外国子会社合算税制においては、軽課税国に所在することに経済合理性が認められない海外子会社等に対して同税制の適用を行うべく、その活動の経済合理性を判定するための基準が設けられている。

具体的には、①事業基準、②実体基準、③管理支配基準、④非関連者基準又は所在地国基準の各基準（経済活動基準）の全てを満たした場合には、当該海外子会社に対しては能動的所得を得るために必要な経済活動の実体を備えていると判定される一方で、②実体基準と、③管理支配基準のいずれにも該当しない場合には、租税回避リスクが高いと考えられるペーパーカンパニーに分類され、会社単位で合算課税の対象となる。

このように、外国子会社合算税制は租税回避リスクを外国子会社の租税負担割合により把握する制度から、所得や事業の内容により把握することに平成29年度税制改正で大きく変更され、平成31年度税制改正でも実態に合わせてペーパーカンパニーの範囲について一部手当てがなされているが、経済活動基準の内容については、改正前の管理支配基準を抜本的に見直して引き継いだものではないため、現在の多様なグループ経営の実態にそぐわない内容が、改正後においてもなお含まれているように考えられる。

したがって、経済活動基準が日本企業の国際進出の障害とならないよう、多様なグループ経営の実態と整合をとる措置を今後も検討すべきである。

#### (2) 外国子会社合算税制における買収直後の一定の株式譲渡益を合算対象所得から控除すること

外国子会社合算税制の適用に当たり、海外企業グループの買収等に伴うその後のグループ内再編において、海外子会社等の株式譲渡益が生じた場合には、平成30年度税制改正により、一定の要件を満たすことを条件に当該譲渡益を合算対象所得から除外することとされた。

しかしながら、海外企業グループの買収等に伴って行われる海外子会社等の株式譲渡には、買収直後のグループ内再編によるものだけではなく、海外子会社所在地国の法令や当局からの命令に基づいて行われることもある。具体例としては、企業グループ買収等を承認する条件として、海外子会社所在地国の独占禁止法に基づき、一定の市場シェアを占める当該グループ内企業株式の譲渡を求められる場合などが考えられる。

このような場合に生じる株式譲渡益にまで、外国子会社合算税制による租税負担が生じることは、日本企業が海外において事業展開を行う際に不利な状況に置かれ

ることになり、また、このような場合における株式譲渡益は、平成30年度税制改正により除外されることとなった買収直後のグループ内再編による株式譲渡益と同様、日本企業と資本関係が生じる前の成果に基づくものと考えられる。このため、海外子会社所在地国の法令や当局からの命令に基づいて生じることとなった株式譲渡益は、合算対象所得から控除することとされたい。

**(3) 法人の外国子会社合算税制における適用対象金額の算定において、配当等の控除にかかる明細書の添付を確定申告書のみ限定しないこと（☆）**

外国子会社合算税制における適用対象金額の算定においては、当該外国関係会社が一定の子会社から受ける配当等の額は控除するものとされている。しかしながら、この控除は、当該配当等の額を控除する事業年度の確定申告書において一定の明細書の添付がある場合に限り認められている。

このため、修正申告や更正により合算課税を受けた場合には、当該配当等の額の控除は認められないこととなるが、このことは、例えば外国子会社配当益金不算入制度において修正申告書及び更正請求書への明細添付が認められていることと不均衡である。したがって、配当等の額の控除に関する明細書を確定申告書へ添付した場合に限ることなく、修正申告書や更正請求書に添付した場合にも認められるようにされたい。

**(4) 個人の外国子会社合算税制において、外国関係会社が持分割合25%以上を6か月以上継続保有している会社からの受取配当を、法人の場合と同様に基準所得金額から控除することとすること（☆）**

法人の外国子会社合算税制では、外国関係会社が持分割合25%以上を6か月以上継続保有している会社からの受取配当を基準所得金額から控除することが認められているが、個人の外国子会社合算税制では認められていない（租税特別措置法施行令25条の20第1項、39条の15第1項）。このため、同一の外国関係会社で生じた所得であるにもかかわらず、個人株主の合算所得が法人株主の合算所得よりも多くなる可能性がある。

このことは個人による海外投資の円滑化を阻害するおそれがあるとともに、海外からの利益の日本国内への還流を阻害する要因にもなり得ると考えられることから、個人の外国子会社合算税制においても法人の外国子会社合算税制と同様の取扱いに改められたい。

**(5) 個人の外国子会社合算税制において、合算対象となる外国関係会社が所在地国で課された外国法人税額の外国税額控除制度の適用を認めること（☆）**

法人の外国子会社合算税制では、合算対象となる外国関係会社が所在地国で課された外国法人税について外国税額控除制度の適用が可能であるが（租税特別措置法

66条の7)、個人の場合にはそのような手当てがされていない。このことは個人にのみ二重課税による経済的負担を生じ、個人による海外投資の円滑化を阻害するおそれがある。このため、合算対象となる外国関係会社が所在地国で支払った外国法人税額については、法人税と同様に所得税においても外国税額控除を認められたい。

**(6) 個人の外国子会社合算税制において、合算課税済みの留保金額のその後の配当分の配当所得からの控除可能期間を法人の外国子会社合算税制における控除可能期間と同様の期間に延長すること（☆）**

法人の外国子会社合算税制の適用を受けた法人では、合算済みの留保金額からその後配当された金額がある場合、一定の要件の下、過去10年以内に合算課税を受けた金額まで法人税の課税所得の計算上益金不算入とされるが、個人の外国子会社合算税制の適用を受けた個人の所得税の計算上は過去3年分の配当所得からの控除しか認められない（租税特別措置法40条の5、66条の8）。すなわち、法人の場合に比べて個人の場合に外国子会社合算税制の適用を受けた後の二重課税の解消可能期間が短いこととなるが、このこともまた個人にのみ二重課税による経済的負担を生じ、個人による海外投資の円滑化を阻害するおそれがある。このため、個人が受けた配当に係る控除可能期間も法人と同様の10年と改められたい。

**【その他について】**

**(7) 外国税額控除について、控除限度超過額等の繰越期間を10年程度に延長すること**

外国税額の控除限度超過額及び控除余裕額の3年間の繰越制度は、国内における国外所得課税の時期と外国における外国税額の納税時期の差異から生じる国際的二重課税を排除することを主たる趣旨とした制度である。

しかし、企業活動の実態を見れば、日本と海外の納税時期の差異といった制度上の事由のみならず、内国法人が欠損ないし国内所得が不十分であることなどを理由として、繰越期限の3年以内に外国税額を控除することができず、控除限度超過額ないし控除余裕額が消滅してしまう事態も生じている。

その場合、外国税額控除の対象となるべき当該外国税額は、内国法人の所得の計算上損金不算入として所得金額に加算されたまま、国際的二重課税が永久に排除されないことになる。

また、外国税額控除制度は国際的な二重課税の排除方式として国際的に確立された制度であり、我が国が締結した各租税条約においてそれが認められているところ、国内法をもってそれを3年に制限することは、我が国企業が国際的二重課税を解消する機会を不当に制限するものと言える。

海外での事業活動が当然のように行われている昨今においては、国際的二重課税が生じる可能性が以前にも増して高く、現行の3年という繰越期間では企業活動の

制約となることも十分に考えられる。税法上の帳簿書類の保存期間等を考慮して、繰越期間を10年程度に延長されたい。

**(8) 外国税額控除の対象となる外国税額等の範囲について一定の指針を示すこと**

法人税、所得税、相続税及び贈与税において外国税額控除制度があるが、法令で控除対象となる外国税額等の要件等が規定されてはいるものの、外国の税金は多岐にわたるため、どの税金が外国税額控除の対象となるかの判断が困難な場合がある。

納税者の予見可能性を高めるために、外国税額控除の対象となる各国の具体的な税金の名称等をガイドラインや質疑応答事例などにおいて一定の指針として示されたい。

**(9) 人的役務提供事業に該当する「専門的知識又は特別の技能を有する者」について一定の指針を示すこと**

所得税法161条1項6号の規定により、国内において人的役務事業を行う非居住者・外国法人は、当該人的役務提供事業により受ける報酬について、源泉所得税が課税される。この人的役務提供事業のうち、具体的範囲については所得税法施行令282条に示されているが、その3号で「専門的知識又は特別の技能」を活用して行う役務提供が規定されている。

しかしながら、どの程度のレベルであれば、「専門的知識」、「特別の技能」に該当することになるのか判断に迷うことが多い。特に、ITシステムインテグレーション事業など判断に迷いやすい業種については、予見可能性を高めるため、法令に該当する「専門的知識」、「特別の技能」の具体的内容をガイドラインや質疑応答事例などで一定の指針として示し、源泉徴収義務者の事務負担を軽減する措置を講じることとされたい。

**(10) 外国法人から我が国の株主への資産の分配に関する課税関係について一定の指針を示すこと**

出資先である外国法人から、当該出資に対して現金又は株式等の資産の分配が我が国の株主に行われた場合、当該分配に関してみなし配当又は譲渡損益をいかに認識すべきなのか、課税関係が必ずしも明確でない。我が国と異なる法制度の下で行われる法人から株主への資産の分配に関して、その本邦における課税関係を我が国の株主が自ら判断することは、非常に困難な場合が多い。また、外国法人からの分配による資産の交付が国内における支払の取扱者を通じて行われる場合、当該支払取扱者に対し、配当に関する源泉徴収義務が課せられるが、源泉徴収対象配当金額の算定には実務上困難を伴う場合が多い。

このような課税関係の不明確さが海外への株式投資を阻害することも懸念され

るので、予見可能性を高めるため、外国法人から我が国株主への資産の分配に係る課税関係について、一定の指針を示されたい。

**(11) 租税条約の濫用防止規定に係る適用において、源泉徴収義務者が知り得ない事由に基づいて不納付となった場合には、不納付加算税を宥恕すること**

日米租税条約を始めとする複数の租税条約においては、特典制限条項や導管取引防止規定、主要目的テストといった租税条約の濫用防止規定が盛り込まれている。こうした濫用防止規定は、租税条約の特典を受けることができる者又は所得に一定の要件を課すことにより、租税条約の濫用を防止することを目的としているものである。そして、これらの濫用防止規定は、BEPS行動計画に係る最終報告書において、BEPSに対抗する措置（行動計画6）として提言されていることから、新しい租税条約や今後の条約改正において、新たな条項として租税条約に設けられていくことが考えられる。

しかしながら、この濫用防止規定の適用に当たっては、源泉徴収義務者として条約相手国の居住者が一定の要件を満たした適格な居住者かどうかについて厳密に知り得る立場にない場合も十分に想定され、こうした場合には、結果的に、当該居住者が適格な居住者でなかったため源泉徴収義務を全うできなかったとして不納付加算税等が課せられるような事態も起こり得るところである。

こうした事態が起こらないよう、また、投資促進を趣旨とする租税条約の実効性が希薄化することがないよう、濫用防止規定の適用に際しての源泉徴収義務者が知り得なかったことにやむを得ない事情がある場合には、不納付加算税を宥恕することとされたい。

## 8. 消費税について

### (1) 消費税簡易課税制度選択不適用届出書について、提出期日を申告期限の末日まで延長すること

簡易課税制度は、小規模事業者の事務負担軽減を目的とし、実際の課税仕入れ等の税額を計算することなく、業種別に定めた課税売上高に対する税額の一定割合（以下「みなし仕入率」という。）を仕入控除税額とする制度である。このため、計算が簡単であり、会計帳簿において仕入れに関する消費税の情報を付す必要がないというメリットがあるが、適用期間の会計処理方法及び書類の保存方法に影響を与えるため、簡易課税制度不適用の届出は当該事業年度開始の前までに行うことが求められており、事後的に簡易課税制度の選択不適用は認められていない。

一方で、想定外の仕入価格の高騰や設備投資等が生じたような場合には、みなし仕入率により算定された仕入控除税額よりも、実際の仕入高に基づき計算したとした場合の仕入控除税額が大きくなる場合があるが、このような場合であってもみなし仕入率による計算が強制されることから、本来は必要のない消費税の負担が生じる場合がある。

近年では、会計システムの利便性が向上し、簡易課税制度の適用対象と想定されている小規模事業者であれば、仮に簡易課税制度を採用していた年度であっても、原則課税において必要とされる仕入れに関する消費税の情報を、事後に会計帳簿に反映することは一般的には可能であると考えられ、事後的に簡易課税の不適用を認めたとしても実務上は対応が可能であると考え<sup>(注)</sup>。また、小規模事業者であっても、青色申告の承認を受けている事業者は、課税仕入れの前提となる請求書等の書類を保存することが求められており、この点でも事後的に簡易課税の取りやめを認めることに支障はないものとする。さらに、前段階税額控除という消費税の基本構造からも、実際の仕入高に基づく仕入税額控除は本質的にあるべき計算方法であり、可能な限り認められるべきである。

これらの点を考慮して、このような事業者における不測の事態への対応を可能とするべく、消費税簡易課税制度選択不適用届出書の提出期日をその課税期間に係る申告期限の末日まで延長されたい。

(注)「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する消費税の課税選択の変更に係る特例」(令和2年4月20日財務省)においても、一定の条件の下に、その被害を受けた課税期間から簡易課税制度の適用を受ける(又はやめる)ことができるとされており、事後的にも実務上の対応が可能と認識されているものと思われる。

### (2) 課税売上割合に準ずる割合の承認制度を見直すこと

事業者の課税期間における、仕入れに係る消費税額及び保税地域から引き取る課税貨物に課される消費税額（以下「課税仕入等の税額」という。）については、当該事業者の当該課税期間における課税売上高が5億円を超えるとき、又は当該課税期

間における課税売上割合が95%に満たないときは、その全額は課税標準に対する消費税額から控除できないこととされている。この場合の控除税額は、個別対応方式又は一括比例配分方式により求めることとされ、前者の個別対応方式を採用した場合には、控除税額の計算において課税売上割合に代えて「課税売上割合に準ずる割合」の採用が、所轄税務署長の承認を要件として認められている。

しかし、この承認は採用する課税期間の末日までに行われることが必要であるため、事業者が課税期間の末日近くに生じた取引形態の急変に対応するために承認申請を行った場合には間に合わないことがある。そもそも、法が「課税売上割合に準ずる割合」を設けた趣旨は、事業者における事業状況が、その課税仕入れ等のあった課税期間の課税売上割合に必ずしも反映していない場合が存在することが考えられ、係る事態に対処するためであるから、承認期限を課税期間末日に置くことはこの趣旨から適当ではない。したがって、承認制度ではなく届出制度に変更するか、または、少なくとも承認期限を申告期限の末日まで延長されたい。

### **(3) 非課税売上が受取利息等のみで僅かな取引にとどまる事業者については、全額の仕入税額控除が可能となる基準を導入すること**

従来、課税売上割合が95%以上の場合には、課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除が可能であったが、2011年（平成23年）6月の税制改正により、消費税の益税解消の趣旨から、その課税期間の課税売上高が年5億円を超える事業者には、この制度は適用されないこととなった。この改正により、非課税売上高が受取利息等のみで、僅かな額しか生じない事業者にも、仕入税額を課税売上対応分、非課税売上対応分及びその他共通分と3区分に分割しなければならなくなり、事業者の事務負担は増加することとなった。

煩雑な事務が要求される事業者が大幅に増加したため、益税解消の効果を考慮しても過度な事務負担が社会全体でも課されていると考えられる。したがって、例えば、課税売上割合99%以上の場合には、課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除可能にするなどして、受取利息等のみの僅かな非課税売上高しか生じない多くの事業者が、煩雑な事務負担を軽減できるように検討されたい。

## 9. 地方税について

### (1) 個人住民税の所得控除及び課税方法について所得税の取扱いに合わせる こと

同じ所得を課税標準として課される所得税と個人住民税とでは、基礎控除、配偶者控除などの所得控除額がそれぞれ異なっており、また、個人住民税においては調整控除がなされるなど、税額の計算方法も異なり、分かりにくくなっている。

また、非上場株式の配当所得に対する課税についても、所得税では少額配当等として確定申告不要制度を選択できるのに対し、個人住民税では申告を必要としており、所得税と個人住民税とで課税方法に違いが見られる。

さらに、住民税が毎年1月1日を賦課期日としていることから、特に不動産や株式の譲渡所得が生じた場合において、賦課期日前に出国した場合には、担税力があるにもかかわらず住民税が課税されないという不公平が生じることになる。

また、我が国の成長戦略にてその活用がうたわれている高度外国人材においても、特に課税通知書の到着前に出国することとなった場合には、普通徴収に切り替えたとしても徴収漏れが生じること懸念される。

したがって、これらの問題に対処するため、個人住民税の所得控除及び課税方法につき所得税の取扱いについて整合性をとる措置を講じられたい。

### (2) 償却資産に対する固定資産税について、取得価額が30万円未満のものは少額資産として課税客体から除外すること

法人税法では、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例として、取得価額が30万円未満のものにつき、その事業の用に供した事業年度で損金の額に算入することができるが、償却資産に対する固定資産税の少額資産の除外金額はこれを下回っている。海外の多くの国では償却資産への課税が行われていないことや、小規模事業者の事務負担軽減を考慮すれば、課税客体とされない償却資産の基準を法人税法の特例と一致させるよう改正されたい。

### (3) 地方税においても欠損金の繰戻し制度を創設すること

地方税法においては、欠損金の繰戻し制度がないが、事業年度課税制度の欠陥を是正するため、法人事業税の所得割及び法人住民税の法人税割については、欠損金の繰戻し制度の創設を検討されたい。

### (4) 外国税額控除の地方税の還付制度を創設すること

地方税法上の外国税額控除の規定のうち、1次的な計算により、地方税の控除限度額内で控除対象とされた外国税額である「前3年以内の控除未済外国税額」については、二重課税が生じていることは明白であるから、地方税法を整備することに

より、上記「前3年以内の控除未済外国税額」で3年以内に控除ができなかった分は、地方税の還付等の措置を講じるべきである。

## 10. 納税環境整備等について

### 【申告手続及び税務調査手続関係】

- (1) 100%グループ内の関係（完全支配関係）にある法人が、法人の税務調査に他のグループ法人の従業員が立ち会うことを書面で承諾した場合には、原則として、他のグループ法人の従業員の立会いを認めること

税務職員が質問検査権に基づく税務調査に当たって、どのような者を立ち合わせるかは、税務職員の合理的な判断に委ねられているところ、例えば、親会社の従業員が、企業グループのコンプライアンスの観点から、親会社が支配する子会社の税務調査に立ち会おうとしても、税務職員の守秘義務を理由として立会いを認められないことが多い。

しかしながら、経営情報をグループ法人間で共有し、一体的に運営する企業グループでは、調査対象法人の承諾の下、他のグループの従業員が税務調査に立ち会ったとしても、税務職員が調査で知り得た秘密を第三者に開示したことにはならず、また、連結納税制度やグループ法人税制など、企業グループを対象にした税制が定着してきた現在においては、グループ全体の事情に詳しい親会社やシェアードサービス会社の従業員が調査対象法人の従業員と合同で税務調査に対応した方が、むしろ円滑な税務調査が期待できる。

したがって、100%グループ内の関係（完全支配関係）にある法人の税務調査においては、調査対象法人が、他のグループ法人の従業員が調査に立ち会うことを書面で承諾した場合には、原則として、他のグループ法人の従業員の立会いを認めるように措置されたい。

- (2) 租税特別措置法における当初申告要件を緩和させること

租税特別措置法の各種特例は、当初提出した確定申告書において適用を受けようとする旨等の記載があり、その申告書に明細書等の添付がある場合にのみ認められることとなっている。しかしながら、本法である各税法上の措置は当初申告要件が課されていないこととのバランス、政策目的の促進等の観点から、一定の場合には租税特別措置法の当初申告要件を緩和するなどの措置を講じられたい。

- (3) 所得税確定申告書の「住民税に関する事項」欄において、個人住民税に係る上場株式等の配当所得等の課税方式を選択できるようにすること

上場株式等の配当所得や特定口座（源泉徴収あり）の譲渡所得等について、所得税の確定申告書を税務署に提出した後、個人住民税の納税通知書が送達されるまでに、これらの上場株式等の配当所得等につき所得税と異なる課税方式を選択する旨等の住民税の申告書を市区町村に提出した場合には、市町村長は納税者の選択に基づいて、税額を決定することとされている。

しかしながら、国税のような申告支援環境が整備されていない中で、個人住民税の納税通知書が送達されるまでに、納税者が個人住民税の申告書を提出することは、納税者にとって煩雑な事務負担となっていることから、所得税確定申告書の「住民税に関する事項」欄で、住民税に係る上場株式等の配当所得等の課税方式を選択できるよう、所得税確定申告書の記載内容を改められたい。

### 【納税手続関係】

#### (4) 日本に銀行口座を持たない外国法人や非居住者が、日本国外から直接納税が可能になるような仕組みを導入すること

経済活動のグローバル化とともに、日本に拠点や金融機関口座を持たない外国法人や非居住者が日本で税務申告・納税を行う場面が増大している。電気通信役務提供に係る消費税や、国外転出時課税（いわゆる出国税）等もあいまって、今後更にそのような場面は増加していく方向にあると考えられる。

その一方で、外国法人や非居住者が来日せずして納税する手段が現状ではほとんどなく、納税管理人等に納税を代行してもらう以外に手段がないような状況である。また、クレジットカード納付は、1度の手続につき納税可能額が1,000万円未満に限定されている。

諸外国では、現金や金融機関口座振替のほか、クレジットカード、電子納税、小切手、マネーオーダー、銀行振込み、デビットカードなどといった納付手段の多様化が図られており、自ら納税することが可能な仕組みを提供している。

外国法人や非居住者の納税の便宜を図り、かつ租税徴収の実効性を確保するために、国外から直接納税が可能になる多様な納税手段を設けられたい。

### 【争訟手続関係】

#### (5) 争訟手続等で処分が取り消された納税者が、多額の争訟費用等を負担した場合には、その費用の補償を国に対して請求できる制度を検討すること

租税に係る争訟手続又は相互協議が行われると、結論に至るまで相当程度の期間（例えば3年から5年）を要することもあり、納税者において専門家報酬を始めとする争訟費用が多額になることがある。その一方で、争いの対象となった処分が違法な処分であると結論付けられ、その一部又は全部が取り消されたとしても、納税者には国税の過納金と還付加算金が返還されるのみである。

また、国家賠償制度は、違法な行政活動に基づいて生じた損害であることだけでなく、公務員の故意又は過失も適用要件とされているため、処分に従事した者に過失がなければ、争訟費用等について国家賠償制度を用いることができない。

そのため、違法な処分が結果的に取り消されたとしても、納税者の経済的負担の実質的救済が図られないこともある。

このような事態に対応していくために、争訟手続で処分が取り消された納税者

が多額の争訟費用等を負担したときには、刑事補償法のように公務員の過失の有無にかかわらず、納税者が国に対して違法な処分のために生じた損害の補償を請求することができる制度を設けて、納税者の経済的負担の実質的救済を図られたい。

以 上

## 令和２年度税制改正等で実現した昨年度の要望事項

「令和２年度税制改正意見・要望書」の要望事項のうち、2020年（令和２年）４月１日現在で実現ないし一部実現しているものは、次のとおりである。

- ① I 政策的要望「３．ベンチャー投資に関する優遇税制について一層の充実を図ること」
- ② II 個別的要望「８．（３）法人の消費税申告については、法人税と同様、申告期限の延長を認めること」
- ③ II 個別的要望「10．（３）納税者の利便性を高めるため、相続税の申告及び所得税の準確定申告について、電子申告による申告方法を設けること」

## 関係法令等一覧表

以下の表は、各意見・要望事項の関係条文をまとめたものである。

「主な関係条文」欄の略号は次のとおりである。

所法：所得税法                      法法：法人税法                      通法：国税通則法

地法：地方税法                      相法：相続税法                      消法：消費税法

措法：租税特別措置法

令：（特に明記している場合を除き）当該税目に係る法律の施行令

規：（特に明記している場合を除き）当該税目に係る法律の施行規則

基通：（特に明記している場合を除き）当該税目に係る法律の基本通達

不服基通：不服審査基本通達

1：第1条      ①：第1項      一：第1号

## I 政策的要望

No.	意見・要望事項	主な関係条文
1. 法人税法における課税所得計算と企業会計の調整について		
(1)	法人税法の改正に当たっては、企業会計の基準を十分に尊重することを前提に、会計と税務の差異を明確にすること	法法22②～④、法法74①
(2)	IFRS（国際財務報告基準）の任意適用等の適正な財務報告の妨げにならないように債務確定主義の緩和及び損金経理要件を含む企業の意思確認方法を柔軟に許容すること	法法2二十五、法法22③④、法法74
2	事業承継税制の適用状況を把握し、中小企業の円滑な事業承継に資する税制として維持すること	措法70の7、措法70の7の2、措法70の7の3、措法70の7の4 特例（30年度新設）：措法70の7の5、措法70の7の6、措法70の7の7、措法70の7の8
3	ベンチャー投資に関する優遇税制について一層の充実を図ること	措法37の13、措法37の13の2、措法41の19
4. 消費税の軽減税率制度及びインボイス制度について		
(1)	軽減税率制度の導入に伴って新たな益税が発生しないよう配慮すること	平成28改正消法附則34、39、40
(2)	インボイス制度の導入及びその適用時期は、事業者の事務負担等や経済環境に十分配慮すること	改正消法30
(3)	適格請求書類似書類であることが判明した場合には、加算税及び延滞税が課されないよう宥恕規定を設けること	改正消法57の5
5. 納税環境整備等について		
(1)	税務手続において使用されている番号を整理し、統合すること	
(2)	税制改正に当たっては、国民が公共サービス水準と国の財政状態の比較において税制改正を議論できるよう、改正手続における十分な周知期間を設けること	

## Ⅱ 個別的要望

No.	意見・要望事項	主な関係条文
1. 法人税について		
(1)	減価償却方法の選択適用を維持すること	法法31⑥、法令48、法令48の2
(2)	賞与引当金及び退職給付引当金の損金算入を税務上も認めること	法法22③
(3)	貸倒引当金を税務上も認めること	法法52、法令96～99
(4)	工事契約について工事損失引当金の損金算入を税務上も認めること	法法64、法基通2-4-19
(5)	固定資産の減損に係る減損損失については、法人税法上も損金算入を認めること	法法33①
(6)	償還有価証券の償却原価法については、企業会計に合わせて利息法も法人税法で認めるとともに、定額法についても企業会計の定額法を認めること	法令139の2、法基通2-1-34
(7)	法人事業税については、今後も法人税法上の損金とし、かつ、その発生事業年度の損金とすること	通法15②三、法法22③二、地法72の23①、法基通9-5-1
(8)	資産除去債務に係る減価償却費を損金算入とすること	法法22③、法基通2-2-12、法令54
(9)	業績連動給与の拡充及び定期同額給与の改定要件を見直すこと	法法34①、法令69①一ハ
(10)	受取配当金を全額益金不算入とすること	法法23、法法81の4
(11)	繰延消費税の全額即時償却を認めること	法令139の4②三、法令139の4③④
(12)	所得税額控除の元本所有期間の制限を廃止すること	法法40、法法68①、法令140の2①②
(13)	繰越控除については繰越控除限度額を撤廃した上で繰越欠損金の控除期間を無制限とし、また、欠損金の繰戻し制度を全面的に復活させ、繰戻し期間を3年程度に延長すること	法法57、法法80、措法66の12
(14)	特定同族会社の留保金課税制度を全廃すること	法法67
(15)	組織再編税制及び連結納税制度における租税回避行為の規制範囲については個別具体的に規定し、包括的租税回避行為防止規定を廃止すること	法法132の2、法法132の3
(16)	グループ通算制度の特定欠損金の範囲を見直すこと（☆）	法法64の7
2. 所得税について		
(1)	事業所得等の損失の補填を目的として生じた土地、建物等の譲渡所得と、事業所得等の損失との損益通算を認めること	措法31①③二、措法32①④、所法69
(2)	不動産所得について土地等の取得のための負債利子による損失についての損益通算を認めること	措法41の4、措令26の6
(3)	源泉所得税の納期特例適用範囲を拡大すること	所法204①、所法216
(4)	居住者が年の途中で死亡した場合の準確定申告書の提出期限を、相続税の申告書提出期限まで延長すること	所法124、所法125、所法144
(5)	個人事業者における純損失、雑損失の繰越控除期間についても5年程度に延長すること	所法70、所法71
(6)	生計を一にする親族間で授受が行われた報酬についても、それが労務の対価として正当なものである限り、支払った側におい	所法56、所法57

No.	意見・要望事項	主な関係条文
	て必要経費として認めること	
(7)	株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度を拡充すること	措法37の12の2①～③、 ⑤～⑦
(8)	金融商品間の課税の簡素・中立化のために、金融所得課税の一体化を更に進めること	措法41の14①
(9)	公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等における非課税措置の要件を緩和すること	措法40
3. 法人税・所得税共通事項について		
(1)	完全子法人株式等より受ける配当等に係る源泉所得税の徴収を廃止すること（連結納税制度も含む。）	所法212③
(2)	特定の事業用資産の買換えの場合の圧縮記帳については、100%圧縮とすること	措法37、措法65の7
(3)	減価償却できない無形固定資産とされている電話加入権については、その市場動向や実態を考慮して、減価償却できる無形固定資産として取り扱うこと	法法2二十二、法令12、 法法2二十三、法令13、 所法2①十八、所令5、所 法2①十九、所令6
4. 相続税・贈与税について		
(1)	相続時精算課税制度により受贈する小規模宅地等に対して、小規模宅地等についての相続税の課税価額の計算の特例を認めること	相法21の10、措法69の4
(2)	相続税の延納要件のうち、延納税額に相当する担保提供の要件を緩和すること	相法38④
(3)	未分割財産の配偶者税額軽減等税額軽減措置を受けられる期間を延長すること（☆）	相法19② 措法69の4④
5. 事業承継税制について		
【法人版事業承継税制（非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除）について】		
(1)	贈与から相続への切替え時における一般措置から特例措置への移行を認めること（☆）	措法70の7の5② 措法70の7の6②
(2)	制度の適正な運用とともに、納税者の予見可能性を確保するために、具体的な判断基準を示すこと	
(3)	継続届出書提出を失念しないための措置を講ずること	措法70の7の5⑥⑧、措法 70の7の6⑦⑨
(4)	親族外の後継者に対して株式を低額で譲渡した場合も事業承継税制の対象とし、また、親族外承継に伴う株式の評価額が先代経営者の相続人の相続税額に影響を及ぼさないようにすること	措法70の7の7①
(5)	相続税の納税猶予に関する後継者役員就任要件を緩和すること（☆）	措法70の7の2②三へ、措 法70の7の6②七へ、措規 23の10⑧、措規23の12の 3⑩二
【個人版事業承継税制（個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除）について】		
(6)	小規模宅地等の特例との併用を認めること（☆）	措法69の4⑥
(7)	継続届出書提出を失念しないための措置を講ずること（☆）	措法70の6の8⑨、措法70 の6の10⑩、措令40の7の 8⑳、措令40の7の10㉔

No.	意見・要望事項	主な関係条文
(8)	先代事業者要件（青色申告書提出要件）を緩和すること（☆）	措法70の6の8①、措法70の6の10①、措令40の7の8①一口、措令40の7の10①一
(9)	相続税の納税猶予に関する後継者事業従事要件を緩和すること（☆）	措法70の6の10②二口
(10)	特定事業用資産の貸借対照表計上要件を見直すこと（☆）	措法70の6の8②一、措法70の6の10②一、
(11)	担保提供対象資産を見直すこと（☆）	措法70の6の8、措法70の6の10
6. 取引相場のない株式等の評価について		
【純資産価額方式に関する事項】		
(1)	事業用土地等の評価に関して、一定の評価減を認めること	
(2)	評価会社が課税時期前3年以内に取得した土地等及び家屋等の価額の特例を廃止すること	相法22、財産評価基通185
(3)	負債性引当金の計上を認めること	相法22、財産評価基通186
(4)	資産除去債務の計上を認めること	相法22、財産評価基通186
【その他の論点】		
(5)	海外子会社の評価について類似業種比準方式を認めること	相法22、財産評価基通5-2
(6)	合併などの組織再編直後における株式の評価方法として、類似業種比準価額の適用が可能となる要件を明確にすること	相法22
(7)	比準要素数1の会社に該当した場合であっても、その会社の事業が継続している場合には、一般の評価会社の株式と同じ評価方法とすること	相法22、財産評価基通189-2
7. 国際租税について		
【外国子会社合算税制について】		
(1)	外国子会社合算税制における経済活動基準を、我が国企業の経済活動の多様化に合わせて見直すこと	措法66の6③、措令39の17
(2)	外国子会社合算税制における買収直後の一定の株式譲渡益を合算対象所得から控除すること	措法66の6
(3)	法人の外国子会社合算税制における適用対象金額の算定において、配当等の控除にかかる明細書の添付を確定申告書のみ限定しないこと（☆）	措法66の6②四、措令39の15①四、②十七、⑨
(4)	個人の外国子会社合算税制において、外国関係会社が持分割合25%以上を6か月以上継続保有している会社からの受取配当を、法人の場合と同様に基準所得金額から控除することとする（☆）	措法40の4、措法66の6、措令25の20①、措令39の15①
(5)	個人の外国子会社合算税制において、合算対象となる外国関係会社が所在地で課された外国法人税額の外国税額控除制度の適用を認めること（☆）	措法66の7
(6)	個人の外国子会社合算税制において、合算課税済みの留保金額のその後の配当分の配当所得からの控除可能期間を法人の外国	措法40の5、措法66の8

No.	意見・要望事項	主な関係条文
	子会社合算税制における控除可能期間と同様の期間に延長すること（☆）	
【その他について】		
(7)	外国税額控除について、控除限度超過額等の繰越期間を10年程度に延長すること	法法69、法令144、145、146、法法144の2
(8)	外国税額控除の対象となる外国税額等の範囲について一定の指針を示すこと	法法69①、法令141
(9)	人的役務提供事業に該当する「専門的知識又は特別の技能を有する者」について一定の指針を示すこと	所法161①六、所令282三
(10)	外国法人から我が国の株主への資産の分配に関する課税関係について一定の指針を示すこと	法法24①、法法61の2①⑰⑱、所法25①、措法37の10③
(11)	租税条約の濫用防止規定に係る適用において、源泉徴収義務者が知り得ない事由に基づいて不納付となった場合には、不納付加算税を宥恕すること	通法67①
8. 消費税について		
(1)	消費税簡易課税制度選択不適用届出書について、提出期日を申告期限の末日まで延長すること	消法9④⑧、消法19②④、消法37①⑥
(2)	課税売上割合に準ずる割合の承認制度を見直すこと	消法30②③、消令47
(3)	非課税売上が受取利息等のみで僅かな取引にとどまる事業者については、全額の仕入税額控除が可能となる基準を導入すること	消法30②
9. 地方税について		
(1)	個人住民税の所得控除及び課税方法について所得税の取扱いに合わせること	地法34、地法39、地法314の2、地法318
(2)	償却資産に対する固定資産税について、取得価額が30万円未満のものは少額資産として課税客体から除外すること	
(3)	地方税においても欠損金の繰戻し制度を創設すること	
(4)	外国税額控除の地方税の還付制度を創設すること	
10. 納税環境整備等について		
【申告手続及び税務調査手続関係】		
(1)	100%グループ内の関係（完全支配関係）にある法人が、法人の税務調査に他のグループ法人の従業員が立ち会うことを書面で承諾した場合には、原則として、他のグループ法人の従業員の立会いを認めること	
(2)	租税特別措置法における当初申告要件を緩和させること	措法42の4⑩等
(3)	所得税確定申告書の「住民税に関する事項」欄において、個人住民税に係る上場株式等の配当所得等の課税方式を選択できるようにすること	地法32⑬⑮、地法313⑬⑮、地法附則33の2②⑥
【納税手続関係】		
(4)	日本に銀行口座を持たない外国法人や非居住者が、日本国外から直接納税が可能になるような仕組みを導入すること	
【争訟手続関係】		

No.	意見・要望事項	主な関係条文
(5)	争訟手続等で処分が取り消された納税者が、多額の争訟費用等を負担した場合には、その費用の補償を国に対して請求できる制度を検討すること	